

第Ⅲ章

「各部の運営方針と 目標」の達成状況

平成 27 年度

- 1 企 画 部
- 2 総 務 部
- 3 市 民 部
- 4 生 活 環 境 部
- 5 健 康 福 祉 部
- 6 子 ども 政 策 部
- 7 都 市 整 備 部
- 8 教 育 委 員 会

「各部の運営方針と目標」は、①部の使命・目標に関する認識、②職員数、予算規模等の部の経営資源、③部の実施方針及び個別事業の目標等で構成されています。本章では、平成 27 年度の「各部の運営方針と目標」の達成状況として、個別事業とその目標の実績について掲載しています。

※「個別事業とその目標」の達成状況以外の記載内容は、平成 27 年8月確定の「各部の運営方針と目標」の内容です。

企画部の「運営方針と目標」の達成状況

企画部長 河野 康之

企画部調整担当部長兼企画部行財政改革担当部長 土屋 宏

企画部都市再生担当部長 大朝 摂子

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- ◇市民のニーズや社会の変化に対応した計画等の策定により、市のビジョンや運営方針を市民に明らかにするとともに、効率的な市政運営と健全な財政運営をめざした自治体経営の確立を図ります。
- ◇開かれた行政をめざして市政情報の積極的な提供を行うとともに、市民ニーズや市の実勢に関する調査と情報提供を通して庁内の効果的な政策形成への支援を図ります。
- ◇地域情報化の推進に取り組むとともに、庁内情報の適切なマネジメントを確立します。
- ◇公共施設の整備・再配置に関する基本的な方針の調整等を行い、都市再生の総合的な推進を図ります。

各課の役割

企画部は、企画経営課、財政課、秘書広報課、情報推進課、都市再生推進本部事務局、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）開設準備室及び番号制度推進本部事務局の7課で構成され、基本構想・基本計画等に掲げる理念を実現するスタッフ部門として機能するため、①政策立案、②財政（予算・決算）、③行政評価、④行財政改革、⑤行政事務の情報化、地域情報政策、⑥秘書・広報、⑦男女平等参画・平和・国際化施策、⑧統計調査、⑨都市再生、⑩社会保障・税番号制度、⑪総合調整を推進する役割を担っています。

また、個別計画の策定や財政、情報施策、広報などを各部で実施する際の支援業務も行っています。

2 部の経営資源

職員数（平成27年7月13日現在）

企画部職員 49人

職員比率（正規職員）企画部 49人／市職員 981人 職員比率 約5.0%

予算規模

平成27年度企画部予算額（6月補正後）

一般会計 14,470,845,000円

そのうち特別会計への繰出金、市債の償還費及び予備費を除く事業費

一般会計 6,140,947,000円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇第4次三鷹市基本計画等の着実な推進と第1次改定及び個別計画改定等の総合調整

第4次基本計画の積極的かつ着実な推進を図るため、「最重点プロジェクト」である「都市再生」「コミュニティ創生」を重点施策として、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進め、市民とともに「価値創造都市・三鷹」を推進します。

また、企画部の所管する「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022」に基づく男女平等参画社会の実現に向けた取り組み、「地域情報プラン 2022」に基づく ICT の利活用の推進、社会保障・税番号制度への積極的な対応を図ります。

第4次三鷹市基本計画第1次改定、関連する個別計画の改定にあたっては、市長のマニフェストや市民満足度・意向調査などの基礎的調査等を踏まえ、広く市民参加の機会を設定します。

◇徹底した行財政改革による「持続可能な自治体経営の創造」に向けた取り組み

第4次基本計画の前中期期間に実施した「事務事業総点検運動」や「公共施設総点検運動」等の行財政改革の取り組みに加え、市税収入に一定の回復の兆しがみられることなどから、現時点ではリーマンショック後の危機的な財政状況を脱しています。しかし、市民ニーズのさらなる多様化・複雑化や、国の制度改正への対応など、今後の財政運営に大きな影響を及ぼす課題が顕在化しています。

このため、引き続き財政の健全化を図りながら行政サービスの「質」を確保し、行政への信頼性を高め、施策の「重点化」と「スリム化」の徹底を図ります。さらに、リーマンショック後の厳しい財政運営や、「事務事業総点検運動」、「公共施設総点検運動」、「対話による創造的事業改善」の実践から得た発想を取り組みに反映させるとともに、新たなニーズ等への対応、最小の経費で最大の効果をあげるためのさらなる創意工夫に努め、持続可能な自治体経営を推進します。

◇新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業の推進と都市再生の取り組み

第4次基本計画の最重点プロジェクトである「都市再生」の取り組みとして、その中核事業である「新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業」について、平成25年度に着手した施設整備を、引き続き徹底した安全管理のもと、計画的に推進します。また、開設後の効率的・効果的な管理運営の実現に向け、管理運営計画を策定し、これにもとづき関係部署や関係団体等と連携・協議し、管理運営体制の構築の検討や開設に向けた準備を進めます。

さらに、公共施設の効率的な整備、運営及び計画的な再配置などに取り組み、既存社会資本の有効な活用と環境との調和を図りながら、ハード、ソフト両面における「都市の質的向上」による命と暮らしを守るまちづくりを推進します。

市内の大規模土地利用転換については、三鷹のまちの価値をさらに高めるため、「民学産公」の協働による総合的なまちづくりを推進します。

◇基礎自治体としてのセーフティーネット機能の確立

国の経済は、基調的には緩やかな回復を続け、雇用・所得環境の着実な改善が続くものとみられます。引き続き国・東京都等の動向の的確な把握に努めながら、市民に最も身近な基礎自治体として市民の暮らしを守るセーフティーネット機能の確立を図り、市民及び市にとって必要とされる事業の推

進に向けた総合調整を進めます。

◇自治基本条例の定着と協働のまちづくりの推進

自治基本条例の普及・啓発に取り組むとともに、パブリックコメント制度や市民会議・審議会等の会議の公開の制度など、同条例に基づく自治の仕組みの円滑な運用を図ります。また、地域の人財、情報、文化、自然環境、民間活力などのあらゆる資源を活用し、三鷹市政で培われてきた民学産公の参加と協働のまちづくりを総合的に展開します。

◇地方分権の推進と自治基盤の強化

地方分権の推進にあたっては、個々の自治体等から地方分権改革に関する提案を広く募集する「提案募集方式」を積極的に活用し、市民サービスの向上と効率的な市政運営に向けた対応を図ります。また、自治基本条例で掲げた「適切な政府間関係の確立」を図るために、地方交付税不交付団体である基礎自治体の立場から国等に積極的に問題提起を行う一方、自らも行政評価を始めとしたマネジメント・システムの改革を進め、財政健全化法も踏まえたストックとフローの適切な管理を行うなど、持続可能な自治体経営の確立、自治基盤の強化に取り組みます。また、新地方公会計制度の導入についての検討を行います。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

1 新川防災公園・多機能複合施設（仮称）の整備の推進及び効率的・効果的な管理運営体制の構築に向けた取り組み（都市再生推進本部事務局、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）開設準備室ほか）

[当初計画]

平成 28 年度の竣工をめざし、3 年次目となる施設整備（平成 25 年 10 月着手）を徹底した安全管理のもと、UR 都市機構との連携により計画的に推進します。防災公園部分の整備に係る経費の一部を負担するとともに、多機能複合施設部分の整備委託に対する経費を支出します。また、事業敷地周辺道路（市道第 226 号線、市道第 372 号線、市道第 582 号線）の無電柱化整備を引き続き推進します。

新施設開設後の効率的・効果的な管理運営の実現に向け、平成 24 年 3 月に策定した「管理運営方針」や平成 26 年度に作成した「管理運営計画（案）の概要」に基づき、「管理運営計画」を 6 月に策定しました。管理運営にあたっては、7 月に体制整備として設置した開設準備室を中心に、「管理運営計画」をもとに庁内関係部署や関係団体等と検討を進めながら、最適な管理運営体制の実現をめざすとともに、協働運営の担い手として公益財団法人三鷹市芸術文化振興財団の新財団としての発展的改組を支援します。また、質の高いサービスの提供を図りながら、ランニングコストの削減をめざし、新施設の設置条例の制定や指定管理業務要求水準書（業務仕様書）の作成など、開設に向けた準備を進めます。

新施設に導入する情報通信システム（災害情報システム、健康・体力相談支援システム、施設予約等システム）については、平成 26 年度に作成した実行計画及び調達仕様書をもとに、情報推進課及び所管課との連携により、システム開発に着手します。

[目標指標]

新施設の整備及び事業敷地周辺道路の無電柱化整備を推進します。また、最適な管理運営体制の構築とともに、新施設の設置条例の制定や指定管理業務要求水準書（業務仕様書）の作成など、開設に向けた準備の推進、情報通信システムの開発に着手します。

達成状況

施設整備は順調に進んでおり、建物部分の工事は概ね完了しました。工事の進捗に伴い、防災公園部分の整備に係る経費の一部を負担するとともに、元気創造プラザ部分の整備委託に対する経費を支出しました。なお、元気創造プラザの整備に対して、27年度も都補助金を獲得しました。また、無電柱化整備については、北側道路（市道第372号線）と東側道路（市道第582号線）で各種通信事業者による電線共同溝引込工事を行いました。

平成29年度の施設開設に向けた対応として、7月に設置した新川防災公園・多機能複合施設（仮称）開設準備室（現：三鷹中央防災公園・元気創造プラザ開設準備室）を中心として庁内連携を図りながら、施設で展開する具体的な事業や調達する備品の検討を行うとともに、管理運営主体の中心として「公益財団法人三鷹市芸術文化振興財団」を改組する新財団「公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団」を指定管理者とすることを予定して改組に向けた支援を行うなど、着実に準備を進めました。また、検討を進める中で、施設の貸出等に関する事項について、関係する審議会や利用団体への説明や意見交換などを通して、内容の周知と意見の聴取を行いました。さらに、「新川防災公園・多機能複合施設（仮称）」を「三鷹中央防災公園・元気創造プラザ」とし、各施設の設置条例を制定したほか、条例施行規則案や施設の維持管理業務等に係る業務仕様書等の作成に取り組みました。このほか、施設に導入する情報通信システム（施設予約等システム、健康・体力相談支援システム、災害情報システム）については開発に着手し、情報推進課をはじめとした関係各課と調整を図りながら、システムの詳細機能や運用方法等の検討も行うなど計画的に作業を進めました。

2 第4次基本計画の第1次改定と個別計画改定に関する総合調整（企画経営課）

[当初計画]

第4次基本計画の計画前期が平成26年度で終了したことに伴い、27年度に基本計画の第1次改定を行うとともに、基本計画と連動・整合を図るため関連する17の個別計画についても合わせて改定等を行います。

改定にあたっては、平成26年度に実施した市民満足度・意向調査などの基礎調査、各市民会議・審議会での評価・検証、三鷹まちづくり総合研究所に設置した研究会報告書等を踏まえ、施策・事業を見直し新たな政策課題への取り組みを盛り込みます。また、市民の意見を幅広く計画に反映するため、日常的な市民参加として定着している審議会・市民会議、コミュニティ住区を中心とした懇談会などとともに、「みたかまちづくりディスカッション」、市が主催・後援するイベントでの「まちづくりひろば」の開催など、計画の改定段階を通して多元的・多層的な市民参加を実施します。

[目標指標]

計画改定段階における広報特集号の発行やパブリックコメント、まちづくりディスカッション等市民参加を実施し、第4次基本計画を改定します。また、基本計画と関連個別計画が連動・整合するよう総合調整を図ります。

達成状況

「第4次三鷹市基本計画（第1次改定）」を確定すると同時に、「三鷹市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「三鷹市の教育に関する大綱」のほか、16の個別計画の策定・改定を進めました。

また、「三鷹市基本構想」については、目標年次を迎えたことから、目標年次や計画人口などを変更する議案を市議会に提出し、満場一致で可決されました。

第4次三鷹市基本計画（第1次改定）では、これまで同様に最重点プロジェクトとして「都市再生」と「コミュニティ創生」の2つを位置付け、これらを支える政策の基礎としては「参加と協働」「危機管理」「行財政改革」の3つを位置付けました。

第4次三鷹市基本計画（第1次改定）の策定にあたり、6月に「基本方針・施策論点集」を確定し、9月に確定した「骨格案」に対し多元的・多層的な市民参加を実施しました。その結果、合計で7,666人の多くの市民の参加を得て1,670件の意見を聴取することができました。その意見を反映し、12月に「素案」を確定し、パブリックコメントを実施し10人（46件）からの意見提出を受け、3月に第4次基本計画（第1次改定）を確定するとともに、16の個別計画の策定・改定を同時並行的に進めました。

3 行財政改革アクションプラン 2022 の改定及び持続可能な自治体経営をめざした行財政改革の推進（企画経営課、財政課）

[当初計画]

第4次基本計画第1次改定と整合を図りながら、「新・行財政改革アクションプラン 2022（仮称）」として改定を行います。改定にあたっては、数量的な「行政のスリム化」のみならず、「質的な向上」も図るという考え方を基本に据え、行財政改革を推進します。なお、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）の質の高い効率的な事業展開と管理運営に向けた取り組みを、最重点課題と位置づけ、取り組みを進めることとします。

行政サービスの水準の最適化を図る取り組みとしては、「事務事業総点検運動」を通して確立してきた評価の視点を発展的に継承した「対話による創造的事業改善」を引き続き推進し、常なる事業の見直し・点検を継続します。また、経費をかけずに成果や市民満足度を高める「ゼロ・アップ創造予算」も引き続き推進します。

新公会計制度への対応については、プロジェクト・チームを中心に検討を進めるとともに、固定資産台帳の整備に着手します。

新川防災公園・多機能複合施設（仮称）の整備などを見据えた組織のあり方の検討については、庁内外の十分な検討、調整を行い、年度内の組織条例の改定等をめざします。

[目標指標]

新川防災公園・多機能複合施設（仮称）開設に向けた着実な準備として組織条例の改正等をめざすと同時に、同施設開設等を踏まえた質の高い市民サービスの提供と効率的な行財政運営に向けて、「新・行財政改革アクションプラン 2022（仮称）」として改定を行います。また、固定資産台帳の整備に着手します。

達成状況

低成長時代における緊縮財政を想定する中で、行政サービスの質と市民満足度の向上を中核に据えながら「行政のスリム化」を図り、持続可能な自治体経営を推進するため、平成28年3月に「新・三鷹市行財政改革アクションプラン 2022」を策定しました。三鷹市基本構想に示す「自治体経営の

基本的な考え方」と関連付けて体系を見直すとともに、「三鷹中央防災公園・元気創造プラザにおける質の高い効率的な事業展開」を最重点課題として位置付けるなど大幅な見直しを行ったことから、今回の改定を「新・三鷹市行財政改革アクションプラン 2022」の策定としました。

新地方公会計制度への対応については、プロジェクト・チームにおける検討結果を踏まえ、総務省が示す統一的な基準により対応するとともに、仕訳方法を期末一括仕訳によるものとしました。また、平成 27 年 10 月に設置した「固定資産台帳作成ワーキングチーム」を中心に、マニュアル作成や資産調査を行うなど、固定資産台帳の整備に着手しました。

組織改正については、三鷹中央防災公園・元気創造プラザのオープンを見据え、検討を進めるとともに、平成 28 年 4 月 1 日付けで都市整備部まちづくり推進課の再編や、健康福祉部障がい者支援課、高齢者支援課の係相当の新設などを行いました。

4 社会保障・税番号制度への対応（番号制度推進本部事務局、情報推進課）

[当初計画]

社会保障・税に関わる番号制度の導入により、個人番号を用いた自治体間、国及び関係機関との情報連携ネットワークを介した情報の照会・提供の新たな仕組みによる市民サービスが始まります。平成 27 年 10 月に個人番号の通知、平成 28 年 1 月に個人番号の利用や個人番号カードの交付が開始することから、番号制度推進本部による全庁的な体制のもと、個人番号利用に向けた条例整備やその運用に必要な個人情報保護評価、情報システムの改修や市民への PR 等を実施します。さらに、プロジェクト・チームにより、窓口における市民サービスのさらなる向上に関する検討を進めていきます。

また、新たな制度では、個人情報の取り扱いに関し、厳重な定めが規定されているため、個人情報保護に関する取り組みや情報セキュリティのさらなる強化を図ります。

[目標指標]

情報システムの改修・構築、情報セキュリティの強化、市民や事業者への周知・広報など社会保障・税番号制度の導入に向けた対応を行います。

達成状況

平成 27 年度は、番号制度の円滑な導入のために設置した三鷹市番号制度推進本部事務局を中心に、特定個人情報保護評価の実施、独自利用に関する条例整備及び情報システム構築など、制度導入に必要な庁内調整や情報セキュリティの強化などに取り組みました。

特定個人情報保護評価については、18 事務の全項目評価書を作成するとともに特定個人情報の安全管理措置及びリスク対策などに関する規程を整備し、外部審査機関や三鷹市個人情報保護委員会の特定個人情報保護評価部会による第三者点検を実施のうえ、国の個人情報保護委員会へ提出しました。また、番号制度では、厳格な特定個人情報の取扱いが求められることから、三鷹市における特定個人情報の適正な取扱いに関して、基本方針及び管理要領を整備しました。

情報システムについては、個人番号利用事務の届出・申請時の厳格な本人確認や平成 29 年 7 月に開始が予定されている他機関との情報連携を行うために必要なシステムを構築し、さらに個人番号を厳重に管理するとともに適切にアクセスログを取得するなど、情報セキュリティの強化を図りました。

市民や事業者への周知・広報については、国の動向に留意しながら、市広報紙「広報みたか」や市広報番組「みる・みる・三鷹」などを活用した広報活動を行いました。また、関係機関（武蔵野税

務署、武蔵野年金事務所、三鷹公共職業安定所及び近隣自治体) と連携した事業者向けの説明会や市民向けの出前講座などを行いました。

5 市内大規模土地利用転換に伴う総合的なまちづくりの調整（企画経営課、都市再生推進本部事務局）

[当初計画]

日本無線三鷹製作所の移転への対応において、平成 26 年 3 月に締結した「日本無線株式会社と三鷹市とのまちづくりに関する協力協定」に基づき、平成 27 年度以降に譲渡を予定している用地について、都市型産業等に資する用途となるよう同社との連絡会を通して意見交換等を行います。また、生活環境部及び都市整備部と連携し、市内事業者への支援や地区計画等の変更等について検討を行います。

杏林大学井の頭キャンパスの移転については、平成 28 年 4 月の開設に向け、周辺道路の整備や自転車対策ほか、多様な分野における協働に向けて、作業部会等を通して協議を進めます。また、文部科学省「地（知）の拠点整備事業」における連携事業を推進します。

[目標指標]

日本無線(株)との連絡会を開催し周辺環境と調和したまちづくりを進めます。杏林大学との連絡会及び作業部会を開催しキャンパス移転に向けた周辺環境の整備及び協働を推進するとともに、「地（知）の拠点整備事業」に係る連携事業を推進します。

達成状況

日本無線三鷹製作所の移転に伴う取り組みについては、まちづくりに関する協力協定に基づき、用地の取得及び跡地利活用について、生活環境部、都市整備部と連携し連絡会等を通じて日本無線との協議を進めました。

杏林大学井の頭キャンパス平成 28 年 4 月開設に向けて、交通・周辺環境部会における協議を通じて、サイクルシェア社会実験に向けた参加者の募集や三鷹駅～牟礼団地行バスの井の頭キャンパスまでの延伸及び増便要請など具体的な取り組みを進めました。地域貢献部会では、新たな連携事業等について協議を進め、杏林大学、三鷹市商店会連合会との協働による「まち歩きガイドマップ」の作成、学生ボランティアの市関連事業への参加など連携した取り組みを進めました。

6 戦後 70 年平和事業の実施など非核・平和施策の推進（企画経営課）

[当初計画]

平成 27 年度は戦後 70 年にあたることから、関連団体との協働により、周年事業として平和関連事業を実施します。8 月の平和強調月間での事業（戦没者追悼式並びに平和祈念式典、平和展等）のほか、3 月には、東京空襲資料展、戦跡を訪ねるフィールドワーク講座等を集中して実施し、啓発効果を高めて取り組みます。

また、戦後 70 年を迎え、戦争体験の記憶の風化が課題となっていることを踏まえ、引き続き関係団体等の協力を得ながら、市民の戦争体験談や資料を記録し、保存していくアーカイブ化事業を推進するとともに、市のホームページ上への特設サイト「デジタル平和資料館（仮称）」の開設に取り組みます。

このほか、子どもの人権尊重の観点から、子ども自身が暴力から身を守るための教育プログラム（CAP ワークショップ）の普及・啓発に取り組むなど、人権意識の総合的啓発を推進します。

[目標指標]

戦争体験談のアーカイブ化を推進するとともに、平和推進関連事業の参加者数の増加をめざします。

達成状況

例年行っている8月の「戦没者追悼式並びに平和祈念式典」の実施に加え、戦後70年の特別企画として、新たに市民の戦争遺品等を公募し展示を行った「戦争関連資料展」や、教育部との連携事業として「地中に埋もれていた戦争展」等を開催しました。

また、平成27年度は被爆70年に当たることから、広島市長等を招聘し、市内の仙川公園において被爆樹木2世（アオギリの苗木）の「植樹式」を実施するとともに、被爆の実相をテーマとした「地球市民講座」等を開催したことで、非核・平和関連事業に前年度より多い6,198人の参加がありました。

さらに、「戦争関連資料展」等で募集した戦争関連資料の記録写真や、市民の戦争体験談を記録保存するアーカイブ化事業の記録映像など、平和関連事業の各種コンテンツを集約し、市ホームページ上の特設サイトにて公開する「みたかデジタル平和資料館」を平成28年2月に開設しました。

7 三鷹ネットワーク大学事業の充実に向けた協働の推進

(企画経営課)〈「ゼロ・アップ創造予算」該当事業を含む〉

[当初計画]

NPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構との協働により、「三鷹まちづくり総合研究所」などの取り組みを推進します。引き続き、正会員・賛助会員との関係を充実させ、大学、研究機関、事業者、市民との協働による民学産公の取り組みを通じて、地域の活性化や人財の育成等を図ります。また、「三鷹の森 科学文化祭」については、みたか太陽系ウォークを中心に、関係団体と連携を図り、より充実した内容での開催をめざします。

これまでと同様、正会員である杏林大学が文部科学省から採択された「地(知)の拠点整備事業」において、NPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構とともに、さらに連携を深め、公開講座の企画・運営などの事業展開を進めていきます。

また、三鷹ネットワーク大学が、平成27年10月に開設10周年を迎えることから、講演会などの記念事業を実施します。

[目標指標]

講座の充実により、講座申込者数及び満足度の増加をめざします。また、みたか太陽系ウォークの参加人数の増加をめざします。

達成状況

正会員・賛助会員等との連携を図り、233件の講座等を実施し、講座申込者数14,403人、受講者満足度87.3%となりました。みたか太陽系ウォークの参加者数については、市内外のイベントと連携したことなどから、前年度と比較して約25%増の3,296人となりました。

平成27年10月に開設10周年を迎えたことから、記念誌を発行しこれまでの取り組みを振り返るとともに、次の10年に向けて、シンポジウム「三鷹の地域力の創生～2025年問題をにらんで～」を実施しました。

その他、第4次基本計画第1次改定に向けた関連講座として、「まちのにぎわいを考える」「まちづくりの拠点づくりに向けて」を実施し、三鷹市の現状を説明するとともに、市民参加の啓発を

図りました。

8 男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022 の改定と男女平等参画の推進（企画経営課）

[当初計画]

男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022 の改定にあたっては、「男女平等に関する意識調査」などを基礎資料として活用し、男女平等参画審議会での検討に加え、パブリックコメントを実施します。

男女平等参画の推進にあたっては、庁内外と連携を図りながら各種啓発事業などを実施し、引き続き男女平等意識の醸成に努めます。ワーク・ライフ・バランスの推進では、平成 25 年度から実施している「ワーク・ライフ・バランスのための民学産公協働講座」について、その実施状況等を検証し、市民との協働事業としてさらなる充実を図ります。

女性センター機能の充実については、女性交流室の活用と活性化を図るとともに、市役所第 2 庁舎 1 階執務室に設置した男女平等参画情報提供コーナーやホームページなどを活用した情報提供・啓発活動に努めます。

[目標指標]

男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022 を改定します。また、各種啓発事業の実施により、男女平等意識の醸成を図ります。

達成状況

男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022 の改定にあたっては、男女平等参画審議会での検討に加え、庁内連絡会議での議論やパブリックコメント等の内容を反映し、市民ニーズや社会情勢の変化を踏まえ改定しました。また、同計画に新たに「三鷹市配偶者等暴力対策基本計画」としての内容を追加し、配偶者等からの暴力と各種ハラスメントの未然防止と被害者支援の推進等について定めました。

各種啓発事業の実施については、男女平等参画講座（11 月・3 月）の実施や男女平等参画啓発誌の発行（9 月・3 月）等に加え、公募市民の参画による「ワーク・ライフ・バランスのための民学産公協働講座」を継続実施（2 月）し、主に子育て世代の市民の参加を得ることができました。また、広報みたか 1 面（10 月 3 週号）へのワーク・ライフ・バランスに関する特集記事掲載の他、随時、広報みたか・市ホームページ・案内チラシなどにより、市内外に広報・周知しました。

9 地域情報化プラン 2022 の改定と ICT 施策の推進（情報推進課）

[当初計画]

地域情報化プラン 2022 の改定にあたっては、ICT に関する新たな発展や社会状況の変化等を踏まえ、三鷹市地域情報化推進協議会での検討を行うとともに、パブリックコメントを実施します。同プランに基づき、ICT の利活用により、地域の活性化、地域課題の解決につながるような各種事業に民学産公の協働により取り組むとともに、社会保障・税番号制度の開始を踏まえ、情報セキュリティの確保及びプライバシー保護に最大限留意して、ICT 環境を整備します。

中高生国際 Ruby プログラミングコンテスト 2015 in Mitaka については、昨年度に引き続き三鷹市も共催者とした民学産公の実行委員会方式で実施します。また、社会保障・税番号制度の開始に伴うシステム改修及び運用、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）の開設を控えた諸システムの開発を行うとともに、基幹系及び情報系システム、並びに「ICT 街づくり推進事業（総務省）」で整

備した Wi-Fi 三鷹等の適切な運用に努めます。

[目標指標]

地域情報化プラン 2022 を改定します。また、ICT 環境の整備を推進します。

達成状況
<p>平成 27 年度は、日々進化している ICT の動向や社会経済状況の変動、国の制度や法令の改正等を踏まえ、三鷹市地域情報化推進協議会での検討とパブリックコメントの実施により、地域情報化プラン 2022 を改定しました。</p> <p>ICT 人材の育成については、「中高生国際 Ruby プログラミングコンテスト 2015in Mitaka」を民学産公の実行委員会方式で実施しました。応募件数は、48 件（内市民 36 件※市民講座含む。）で、平成 26 年度に比べ減少したものの、他県からの新規の応募も見受けられました。</p> <p>ICT 環境の整備については、社会保障・税番号制度開始に伴い、基幹系システム等の開発・改修を行うとともに、住民基本台帳ネットワークシステムについて静脈認証を導入し、情報セキュリティの向上を図りました。また、標的型攻撃をはじめとするサイバー攻撃などの情報通信の安全性を脅かす事案を踏まえ、「三鷹市情報セキュリティニュース」を 6 回作成・発行し、職員の情報セキュリティ意識の向上を図りました。さらに、三鷹中央防災公園・元気創造プラザに係る災害情報システム、施設予約等システム及び健康・体力相談支援システムの 3 つの情報通信システムの構築に着手しました。</p> <p>平成 26 年度に実施した ICT に係る全庁的な調査結果に基づき、ヒアリングを行い、各種申請・届出の電子的な手続きの拡大や統合型地理情報システムの利用拡大等について、追跡調査を行いました。</p>

10 教育に関する「大綱」の策定と総合教育会議の開催（企画経営課、総務課）

[当初計画]

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長と教育委員会との連携強化を図ることを趣旨に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正、施行されました。

総合教育会議は、基本構想の基本理念、自治基本条例に定める参加と協働の市政を基調とし、教育ビジョン、生涯学習プランなどの基本目標の実現に向けて、市長と教育委員会とが協議・調整を図り、学校、家庭、地域と共に参加と協働による教育行政を推進することを目的として開催し、教育に関する「大綱」を策定します。

[目標指標]

教育ビジョン、生涯学習プランなどの基本目標の実現に向けて、総合教育会議を開催し、教育に関する「大綱」を策定します。

達成状況
<p>市長と教育委員会が、十分な協議と調整を図り、学校、家庭、地域とともに参加と協働による教育行政を推進するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、総合教育会議を設置し 3 回の会議を経て、「三鷹市の教育に関する大綱」を策定しました。同会議では、市の教育や子ども子育て支援等について幅広い協議がなされ、各委員からの意見を大綱に反映しました。</p> <p>大綱は、基本構想、自治基本条例を基調とし、基本計画及び関連する個別計画との連動を図り、</p>

4つの基本理念、①全ての子どもの人権の尊重、②地域の多様な主体の参加と協働による教育・子ども子育て支援、③「人間力」と「社会力」を兼ね備えた子どもの育成、④市民誰もが、生涯にわたって学び、活動することを通して、心豊かな人生をおくるための、生涯学習・文化のまちの実現、を掲げました。これら基本理念に基づき、家庭教育、学校教育、生涯学習（社会教育を含む）、スポーツ、文化に関する施策の連携により、多世代の市民が楽しく学び、地域活動等にも関わる「参加と協働のまちづくり」を推進していくことをめざします。

11 国勢調査の実施（企画経営課）

〔当初計画〕

平成27年6月に設置した国勢調査実施本部のもと、平成27年10月1日を期日として、全市民約9万世帯に対して国勢調査を実施します。調査員約900人及び指導員約150人を確保するとともに、相談窓口（コールセンター）を設置し、市民から寄せられる質問、連絡等のさまざまな電話による問い合わせに対して迅速に対応します。

〔目標指標〕

市民からの問い合わせ等に迅速に対応する相談窓口（コールセンター）を開設するなど円滑に平成27年国勢調査を実施します。

達成状況

平成27年10月1日を基準日として調査員724人、指導員30人の体制で平成27年国勢調査を円滑に実施しました。三鷹市国勢調査実施本部を設置し、庁内の実施体制を構築するとともに、三鷹市国勢調査コールセンターを設置し、市民や調査員から寄せられる様々な問い合わせに迅速に対応しました。また、広報、ホームページに加え、横断幕や公用車へのマグネットシート設置等により調査の周知・PRを積極的に行いました。

平成28年2月26日公表の速報値による三鷹市の人口は187,133人（男性90,672人、女性96,461人）、世帯数は90,396でした。

総務部の「運営方針と目標」の達成状況

総務部長 馬男木賢一
総務部調整担当部長 一條 義治
総務部危機管理担当部長 大倉 誠

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- ◇市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するために必要な政策法務能力を育成・向上し、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政の推進に取り組みます。
- ◇市民要望や社会状況の変化に対応するため、職員の適正な人事管理を図り、市政推進の原動力として積極果敢に改革に取り組む人財の確保と育成に努めます。
- ◇市庁舎など市民センター内の施設・設備について適切な管理を行うとともに、適正な契約事務の執行に取り組みます。
- ◇災害等から市民の生命と財産を守るため、防災施設を整備するとともに、地域や関係機関等との連携・協力体制を強化し、災害等に強いまちづくりを推進します。
- ◇市民の安全と安心を確保するため、防犯設備の整備等を支援するとともに、市民・事業者・関係機関等と協働で、安全安心のまちづくりを推進します。
- ◇良好な地域環境を計画的に整備するため、公共事業の執行に不可欠な公共用地などの円滑な取得に取り組みます。
- ◇透明で公正な市政の確立のため、情報公開制度と個人情報保護制度を適切に運営するとともに、総合オンブズマン制度及び市民相談により市民の苦情や相談に的確に対応します。

各課の役割

総務部は、政策法務課、職員課、契約管理課、防災課、安全安心課、土地対策課、相談・情報課の7課で構成され、効率的で開かれた自治体・21世紀型自治体の実現に向けて、市役所内の人的、物的及び事務的な管理部門として、①条例、規則等の制定改廃、②市議会との調整、③職員人事管理、人材育成及び労働安全衛生、④庁舎管理、⑤契約事務、⑥災害時等の危機管理、⑦安全安心のまちづくり、⑧公共用地取得、⑨市民相談、⑩情報公開・個人情報保護、など幅広い業務に取り組んでいます。

2 部の経営資源

職員数（平成27年7月13日現在）

総務部職員 51人

職員比率（正規職員）総務部 51人／市職員 981人 職員比率 約 5.2%

予算規模

平成27年度総務部予算額（6月補正後）

一般会計 14,210,701,000円（人件費9,526,742,000円を含む。）

そのうち人件費を除く事業費予算額

一般会計 4,683,959,000円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇番号法施行に対応する条例等の整備

番号法の施行に向けて、個人情報保護制度を適切に運用するため、国・東京都・近隣市等の動向等も踏まえて、特定個人情報の取り扱い及び個人番号の利用等に必要となる条例等の整備を行います。

◇職員定数の適切な管理と職員力向上への取り組み

事務事業の見直し、業務の委託化、再任用化等を進め、継続的に職員定数の見直しと職員の適正配置を行うとともに、優秀な人財を確保し、組織力の維持向上を図ります。また、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、各主管課においてより徹底した時間外勤務の自主管理を行い、職員の時間外勤務縮減に取り組むとともに、職員の総合的な健康管理の推進に努めます。

◇入札制度等の見直し

入札の透明性、競争性及び公正性の向上を図るとともに、市内事業者の育成や受注機会の確保への配慮、社会経済状況への対応等を勘案しながら、入札制度等の継続的な見直しを行います。

◇市民の自助と地域の共助の強化による防災力向上の取り組み

震災等災害時の被害を最小限に食い止めるため、防災出前講座等を開催するとともに、防災リーダー養成講座を開催し、同講座受講者等による防災出前講座の開催に取り組めます。また、自宅で避難生活を行う市民の支援を行うため、災害時在宅生活支援施設の整備を行い、地域の共助の強化に取り組めます。

◇安全安心のまちづくりの推進

市民の安全と安心を確保するため、「安全安心・市民協働パトロール」の拡充を進め、安全安心パトロール車によるパトロールの強化を図るなど、総合的な安全安心体制を充実させます。また、「振り込め詐欺」をはじめとした犯罪被害防止に向けた対策を三鷹警察署と連携して推進するとともに、適正に管理されていない空き家等の対策に取り組めます。

◇改正行政不服審査法の施行に向けた対応

平成28年度の施行が予定されている改正行政不服審査法等への対応について、第三者機関の設置、「審理員」の配置や関係条例の整備等、新制度の施行に向けた適切な対応を図ります。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

1 番号法施行に対応する条例等の整備（相談・情報課、政策法務課）

[当初計画]

番号法の施行に対応するため、個人番号が付された特定個人情報の取扱い、個人番号の利用及び個人番号カードの利用について必要となる条例等の整備を進めます。なお、対応に当たっては、国・東京都・近隣市等の動向等も踏まえて、対応を進めていきます。

[目標指標]

特定個人情報保護条例（仮称）の制定及び個人情報保護条例の一部改正を行います。また、個人番号の利用及び提供に関する条例（仮称）並びに個人番号カード利用に関する条例（仮称）の制定を行います。

達成状況

番号法の施行に伴い、個人情報の適切な保護を図るため、個人番号を含む特定個人情報の取扱い等を定めた三鷹市特定個人情報保護条例を制定するとともに、三鷹市個人情報保護条例を改正しました。また、番号法の規定に基づく、三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定しました。

特定個人情報保護条例の制定及び個人情報保護条例の改正に当たっては、市民代表、学識経験者、市議会議員で構成する三鷹市個人情報保護委員会での審議、パブリックコメントによる市民からの意見募集を経て、当初の予定どおり平成 27 年 10 月 5 日に施行しました。

個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定に当たっては、番号制度の活用によって市民にとって最大のメリットである「各種行政事務における添付書類の省略」が図られるよう、全庁を対象に「番号法施行に伴う条例等整備に関する調査」を行ったうえで、個人番号を利用できる事務に関してもれのないように規定しました。

2 災害時在宅避難者の支援と災害対策用備蓄物資等の整備（防災課）

[当初計画]

震災等災害発生時に自宅で避難生活をする市民の生活支援を行うため、災害時在宅生活支援施設の整備を行い、地域の共助の強化を図ります。また、高齢者や障がい者などの災害時要配慮者の避難所生活を支援するための備蓄物資、応急対策用資機材の整備や備蓄食料等の更新を行い、市民の安全・安心の確保を図ります。

[目標指標]

災害時在宅生活支援施設を 2 か所整備するとともに、災害時要配慮者等の避難所生活支援物資や備蓄食料等の整備を行います。

達成状況

災害時在宅生活支援施設を計画通り 2 箇所に整備し、牟礼東地区公会堂では、地域の集いの際に仮設トイレの設営訓練を実施したほか、下連雀きたうら児童公園では防災イベントを実施するなど、地域の共助の強化を図りました

災害時要配慮者用支援物資（敷マット、折り畳み式洋式便座、紙おむつ）を購入し、避難所機能の向上を図ったほか、期限切れとなるアルファ米 35,000 食の備蓄食料を更新し、災害への備えを継続強化しました。

3 市民の自助と地域の共助の強化等による防災力の向上

(防災課)〈「ゼロ・アップ創造予算」該当事業を含む〉

[当初計画]

より実践的かつ効果的で小規模な自主防災訓練（ミニ防災訓練）の実施、積極的な防災出前講座の開催等により、市民の自助と地域の共助を強化し、市民の防災力の向上に取り組むとともに、災害時在宅生活支援施設を拡充し、災害時における在宅避難者への支援態勢の整備を図ります。また、昨年に引き続き、NPO 法人三鷹ネットワーク大学推進機構と連携して、地域の防災リーダー育成に努め、同講座受講者及び地域の防災リーダー等による防災出前講座の開始に取り組めます。

[目標指標]

ミニ防災訓練と防災出前講座を合わせて計 50 回以上実施するとともに、災害時在宅生活支援施設を 2 か所整備します。防災出前講座の講師養成講座を開催します。

達成状況

市民の要望に応じた防災出前講座及びミニ防災訓練について、目標指標を大きく上回る計 77 回を実施しており、市民一人ひとりの「自助」と地域の「共助」による防災力向上が着実に図られているほか、ミニ防災訓練では準備段階から地域住民の方と関わりを持つなど、平時からの地域住民との交流にもつながっています。

三鷹ネットワーク大学と連携した防災リーダー養成講座には、自主防災組織、消防団のほか一般参加も含め 41 名が参加し、受講修了者に三鷹市防災リーダー認定証を交付しました。この講座により、それぞれの立場での防災リーダーとしての自覚が高まり、今後、地域の防災リーダーとして、防災出前講座の講師や共助の担い手のキーパーソンとしての活躍が期待できます。

4 上連雀分庁舎（仮称）整備事業の推進

(契約管理課、都市再生推進本部事務局、障がい者支援課、緑と公園課)

[当初計画]

老朽化した第二分庁舎について、耐震性の確保と利便性向上を図るため、建替えを行い、上連雀分庁舎（仮称）として整備を進めます。整備にあたっては、庁内関係部署と連携し、関係団体との調整を図ります。

[目標指標]

第二分庁舎の解体工事を完了し、平成 28 年 8 月の竣工をめざして、上連雀分庁舎（仮称）の建設工事に着手します。

達成状況

平成 27 年 7 月 1 日に第二分庁舎の解体工事を完了し、平成 28 年 8 月の竣工をめざして、上連雀分庁舎建設工事に着手しました。

5 防犯カメラの設置等による安全安心のまちづくりの推進（安全安心課）

[当初計画]

犯罪の抑止と防犯力の向上を目的とし、商店会や町会などの地域団体が連携して行う防犯カメラの設置事業に支援を行います。

[目標指標]

街頭防犯カメラの設置 2 地区 4 台の設置をめざします。

達成状況

街頭防犯カメラについては、東野会地区及び井の頭玉川町会地区の2地区にそれぞれ2台、計4台を設置しました。引き続き、防犯カメラの果たす犯罪抑止効果について地域の理解を得るよう取り組みます。

6 空き家等の管理不適切な建築物に関する適正管理の推進（安全安心課）

[当初計画]

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行を踏まえた総合的な空き家対策を推進するため、庁内プロジェクト等において、実施体制も含めて検討します。

また、管理不全の空き家については、必要に応じて所有者等に対して自主的な対応を促す取り組みを進めます。

[目標指標]

特措法を踏まえた、「実施体制報告書」の作成をめざします

達成状況

特措法の全部施行後の平成27年8月に庁内6部12課の部課長で構成する「空き家等対策の推進プロジェクト・チーム」を設置し、平成28年3月に全4回の会議での議論等を取りまとめた報告書を作成しました。

7 改正行政不服審査法等の施行に向けた対応（政策法務課、相談・情報課）

[当初計画]

平成26年6月に改正された行政不服審査法等が公布され、平成28年4月の施行が見込まれています。

法改正に伴って必要となる、有識者による「第三者機関」の設置、職員から指名する「審理員」の配置、標準審理期間の設定・公表、審査請求期間の変更（60日から3か月へ）に伴う条例等の整備など、新制度の施行に向けた適切な対応を図ります。

[目標指標]

改正行政不服審査法等の施行に向け、条例整備等の必要な対応を図ります。

達成状況

行政不服審査法の改正に伴い必要となっていた、有識者による「第三者機関」の設置、職員から指名する「審理員」の配置のあり方を定めるとともに、三鷹市行政不服審査会条例の制定、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定、行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定など、平成28年4月1日の新制度の施行に向け、適切な対応を図りました。

8 職員力の向上とワーク・ライフ・バランスの推進（職員課、障がい者支援課）

[当初計画]

人事制度・職員研修の検証と改善を進め、組織的な人材育成を推進し「職員力」の向上を図るとともに、完全一斉定時退庁日の徹底などによる時間外勤務の縮減と健康管理の両面から、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に取り組みます。

また、障害者差別解消法が平成28年4月に施行されることに伴い、障がいを理由とする差別の解消に向け、障がい者支援課と連携し、職員が適切に対応するための要領を策定するとともに、職

員研修を実施します。

[目標指標]

職員の専門性の向上を図ります。完全一斉定時退庁日を徹底します。障がい理由とする差別の解消の推進に関する市職員対応要領を策定します。

達成状況
組織的な人材育成を推進するため、新任職員、チューター（指導者）、所属長・係長に対してOJT研修を行いました。また、職員の専門性の向上を図るため、派遣研修の充実を図るとともに、資格取得支援制度の検討に当たり、職員に対する資格取得調査を実施し、資格取得状況の把握を行いました。
総時間外勤務時間に対する完全一斉定時退庁日（水曜日）の時間外勤務時間の割合は、平成26年度同様、5%前後で推移しており、完全一斉定時退庁日の徹底について一定の効果が見られますが、今後より一層の取り組みの充実を図っていきます。
平成27年11月に開催された三鷹市障がい者地域自立支援協議会で提出された意見を反映した「三鷹市職員の障がい理由とする差別解消推進対応要綱」を平成28年2月1日付けで策定するとともに、全管理職を対象に差別解消に向けた研修を実施しました。

9 職員定数の適切な管理（職員課）

[当初計画]

市民のニーズに対応し、市民満足度の向上を図るため、必要な職員配置を行うとともに、事務事業の見直し、業務の委託化、再任用化等を進め職員定数の適切な管理を行います。

また、組織力の継続的な維持向上のため、職員の年齢構成や職種を考慮した職員採用試験を実施し、優秀な人材確保に努めます。

[目標指標]

各部とのヒアリングに基づき、職員定数の適切な管理を行うとともに、組織力の維持向上に必要な職員の採用を行います。

達成状況
職員定数については、保育園の統合・民営化、学校給食調理業務の委託化等により削減を図る一方、「三鷹中央防災公園・元気創造プラザ開設準備室」等の職員体制の強化等、適切な管理を行いました。
採用試験前に実施した職員採用セミナーでは、例年実施している、三鷹市のプロフィールの紹介、パネルディスカッションに加え、新たに、職種別相談会や現場見学会等を開催し、三鷹市で働くイメージができるよう取り組みました。平成27年度実施の採用試験には1,000人を超える応募があり、平成27年度中途及び平成28年4月1日付けで59人を新規採用しました。

10 入札制度等の継続的な見直し（契約管理課）

[当初計画]

入札の透明性、競争性及び公正性の向上を図るとともに、市内事業者の育成や受注機会の確保への配慮、社会経済状況への対応等を勘案しながら、入札制度等の継続的な見直しを行います。

また、三鷹市小額契約受注希望者登録制度について、平成26年度に行った庁内アンケートの結果などを踏まえ、制度の改善に取り組みます。

[目標指標]

入札制度等の継続的な見直しを行うとともに、三鷹市小額契約受注希望者登録制度の改善に取り組みます。

達成状況
三鷹市小額契約受注希望者登録制度については、平成 26 年度に行った庁内アンケートの結果などを踏まえ、登録申請に係る提出書類の見直しや登録リスト掲載内容の充実などを行うとともに、平成 28 年 3 月に登録リストを更新しました。また、各課等における契約事務の円滑かつ効率的な遂行に資するため、「契約事務ハンドブック」を作成しました。

市民部の「運営方針と目標」の達成状況

市民部長 岡本 弘
市民部調整担当部長 遠藤 威俊

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- ◇窓口での手続きや制度変更に関して、市民への分かりやすい説明や行政手続きの電子化に努め、迅速で質の高い市民サービスを提供することにより、市民満足度の向上に努めます。
- ◇自治体経営の基盤である財政の健全性維持のため、市の財源の根幹である市税等の収入の確保に努めます。
- ◇国民健康保険財政の健全化に努めます。

各課の役割

市民部は、市民課、市民税課、資産税課、納税課、保険課の5課で構成され、各種届出、証明等市民サービスの提供と自治体経営の基盤となる財源の確保を行うため、①戸籍、住民記録、国民年金等の業務及び市政窓口の運営、②市民税、固定資産税等市税の課税業務、③市税等の収納業務、④国民健康保険・後期高齢者医療業務を行っています。

2 部の経営資源

職員数（平成27年7月13日現在）

市民部職員 124 人

職員比率（正規職員）市民部 124 人／市職員 981 人 職員比率 約 12.6%

予算規模

平成27年度市民部予算額（6月補正後）

一般会計 2,810,590,000円

そのうち特別会計への繰出金を除く事業費

一般会計 629,350,000円

国民健康保険事業特別会計 20,433,702,000円

後期高齢者医療特別会計 3,746,574,000円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇窓口サービスの質の維持向上に向けた取り組みを推進するとともに、コンビニ交付等の利用拡大を図ります。

◇社会保障・税番号制度の運用開始に向けて適切な実施体制を構築し、通知カードの発送に係る業務及び個人番号カード交付業務が円滑に実施できるよう取り組みます。

◇市歳入の根幹である市税等の収入の的確な把握と収納率の一層の向上を図ります。

◇国民健康保険財政の健全化と保健事業の推進を図ります。

◇生活習慣病の予防・改善を進めるため、特定健康診査・特定保健指導を着実に実施するとともに、実施率の向上に取り組みます。

◇安定した財源の確保と納税者の利便性の向上を図るため、オール東京個人住民税特別徴収推進プラン事業に取り組みます。

個別事業とその目標 (個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 窓口サービスの質の維持向上 (部内全課)

[当初計画]

各課窓口における日常的なスキルアップの取り組みのほか、窓口対応に関する職場研修を実施し、窓口サービスの質の維持向上を図ります。

また、窓口における職員の対応について市民の満足度を検証するため、市民満足度調査を実施します。

あわせて、市民の利便性の向上と行政の効率化を図るため、社会保障・税番号制度の動向を注視しながら、コンビニ交付と自動交付機の利用拡大に向けて、市民への周知に努めます。

[目標指標]

市民満足度 94%をめざします。

達成状況

平成 26 年度に引き続き、再任用職員を含む全職員を対象とした市民部合同接遇研修を実施しました。今年度は、これまでの未受講者、新たに市民部に配置された職員、平成 25 年度に受講した職員等 60 人が参加しました。休職中等の職員を除き、ほぼ全ての市民部職員が受講しています。

市民満足度調査も例年どおり実施し、満足度は昨年度の 95.7%を上回る 97%という結果となりました。

コンビニ交付と自動交付機の利用拡大に向けて、マイナンバーカード（個人番号カード）の案内とともに広報みたかやホームページでの周知を行った結果、コンビニ交付と自動交付機で発行可能な証明書については、窓口での交付が 48.8%、コンビニと自動交付機からの交付が 51.2%という

割合となりました。

2 社会保障・税番号制度への対応（市民課）

[当初計画]

社会保障・税番号制度の運用開始に向けて、平成 27 年 10 月の個人番号の付番及び通知カード発送に係る業務や、平成 28 年 1 月から開始する個人番号カードの交付業務を円滑に進めるため、窓口業務の体制を整え、これに対応します。

[目標指標]

個人番号カード交付の適切な実施体制を構築し、通知カード発送に係る業務及び個人番号カード交付業務を円滑に実施します。

達成状況

番号制度の運用開始に向け、平成 27 年 10 月に個人番号の付番を実施するとともに第 3 庁舎に「マイナンバー特設窓口」を開設しました。開設当初は通知カード返戻に係る問い合わせ等の対応を、平成 28 年 1 月からはマイナンバーカードの交付業務を実施しました。また、市民からの問い合わせ窓口とし、「三鷹市マイナンバーコールセンター」の運用を開始しました。

「マイナンバー特設窓口」において、新たな制度の相談対応やマイナンバーカードを交付するなど、市民課への来庁者集中を回避し、円滑な業務運営を図りました。このような取り組みの結果、約 88,000 世帯に通知カードを届けることができました。また、マイナンバーカードの交付については、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）のシステム障害によって全国的に遅延が発生する中でも、2,700 枚を交付することができました。

本籍地サービスについては、平成 28 年度下半期の実施をめざし、検討を始めました。

3 市税等の収入の把握と収納率の向上（市民税課、資産税課、納税課、保険課）

[当初計画]

自治体経営の基盤である市財政の健全性を維持するため、歳入の根幹である市税等の収入を的確に把握するとともに、納付の利便性向上に取り組み、きめ細かな納税相談と滞納整理の強化に努め、収納率の一層の向上を図ります。

[目標指標]

予算達成率^(*)100%、現年課税分の市税収納率^(*)99.2%、保険税収納率 93.2%、後期保険料収納率 99.5%をめざします。

(*) 予算達成率 = (決算収入額 ÷ 予算現額) × 100

(*) 収納率 = (収入額 ÷ 課税額) × 100

達成状況

市税収入の把握にあたっては、各種の統計情報、経済情勢に関する情報などを収集し景気動向等を見極め、より適切な把握に努めました。本年度の市税収入は、個人市民税や固定資産税の増等により、予算現額と比較して 2 億 1,500 万円余の増となりました。

収納率の向上については、平成 26 年度に開始した遠隔地滞納者現地調査の継続、公売、搜索等のこれまで培ってきた手法を積極的に活用し、高額、徴収困難事案の早期完結に努めた結果、現年課税分の市税収納率は前年度実績 0.1 ポイント増で 99.2%となるとともに、市税全体の収納率は前年度実績 0.4 ポイント増で 97.4%となり、予算達成率は 100.6%となりました。

現年課税分の国民健康保険税収納率は、前年度実績 0.1 ポイント増で 93.2%となり、予算達成率は 98.1%となりました。

現年度分の後期高齢者医療保険料収納率は、前年度実績 0.1 ポイント減で 99.3%となり、予算達成率は 100.7%となりました。

4 国民健康保険財政の健全化と保健事業の推進（保険課）

[当初計画]

国民健康保険財政の健全化を図るため、医療費等の適正化を推進し、一般会計からの繰入金の削減に努めます。そのため、国民健康保険加入者の健康課題の把握に努めるとともに、ジェネリック医薬品の利用促進と医療費通知による意識啓発に取り組みます。また、財政の都道府県単位化を見据えて、国民健康保険税負担のあり方について、必要な検討と対応を行います。

あわせて、地域の健康課題を把握し、保健事業を推進するため、国保連合会が提供し、全国の市区町村が共同利用する国保データベース（KDB）システムの活用に関する検討を進めます。

[目標指標]

ジェネリック医薬品普及率 58%（数量ベース）をめざします。

達成状況

医療費等の適正化を推進するための事業として、新たに適正受診啓発パンフレットを作成して、納税通知書に同封して配布しました。

ジェネリック医薬品の利用促進については、差額通知を送付するとともに、希望シールを保険証の一斉更新の際に同封し、その利用促進を図りました。ジェネリック医薬品普及率（数量ベース）は、平成 27 年 12 月診療分で 50%となり、前年度の実績は上回ったものの、目標値の 58%は、下回りました。

国保データベース（KDB）が 6 月に導入されたことから、平成 28 年度のデータヘルス計画作成に向けて活用の検討を行いました。

国民健康保険財政の健全化を図るため、平成 28 年度の保険税について、課税限度額、所得割税率及び均等割額を上げるとともに、低所得者に対する保険税軽減の対象世帯を拡充することとしました。

5 特定健康診査・特定保健指導の推進（保険課）

[当初計画]

生活習慣病の予防・改善を進めるため、第二期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査・特定保健指導を着実に実施するとともに、実施率の向上に取り組みます。第二期特定健康診査等実施計画の 3 年目となるため、特定健康診査対象者に対して受診・未受診の理由などを把握するためにアンケート調査を行い、中間評価を実施します。

[目標指標]

特定健康診査の実施率 56%、特定保健指導の実施率 55%をめざします。

達成状況

特定健康診査・特定保健指導について、広報みたかやポスターの掲示、関連事業を通じての PR のほか、未受診者への個別勧奨や三鷹商工会等の関係機関との連携による啓発活動など、実施率向上に取り組みました。

特定健康診査実施率は、目標値 56%に対し、実績は 51.8%（平成 28 年 3 月速報値。平成 28 年 11 月確定予定）と目標を下回りました。特定保健指導実施率も目標値の 55%を下回る見込みとなりました。

メタボリックシンドローム該当者割合及び予備群割合は、平成 20 年度に比べ減ってきているため、生活習慣病の予防・改善の取り組みが進んできています。

また、特定健康診査・特定保健指導に関するアンケート調査を行い（回収率 43.4%）、医師会等と課題を検討し、第二期特定健康診査等実施計画中間報告書を策定しました。

6 オール東京個人住民税特別徴収推進プラン事業の実施（市民税課）

[当初計画]

安定した財源の確保と納税者の利便性の向上を図るため、「オール東京個人住民税特別徴収推進プラン」に基づき、従業員の個人住民税を普通徴収としている事業主に対し、都内全市区町村が足並みを揃えて平成 29 年度からの特別徴収義務者の指定を実施するため、普通徴収事業主の把握と制度の周知に取り組みます。

[目標指標]

普通徴収事業主の把握、制度の周知を進めます。

達成状況

普通徴収事業主約 14,000 社の把握を行い、平成 27 年 11 月に事業主向けに制度周知文を送付するとともに、広報みたかやホームページなどを活用して周知に努めました。

今後、平成 29 年度からの特別徴収義務者の指定をより円滑かつ効果的に実施するため、東京都及び都内市区町村との連携をさらに深め、足並みを揃えて事業主に対応していくとともに、徴収部門との連携強化により特別徴収義務者指定後の丁寧な対応を検討していきます。

また、事業主向けにより効果的な周知を図るため、社会保障・税番号制度についてもあわせて周知する検討を進めました。

生活環境部の「運営方針と目標」の達成状況

生活環境部長 清水 富美夫
生活環境部調整担当部長 田口 智英
生活環境部駅前コミュニティセンター担当部長 高階 豊彦

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- ◇生活環境・住環境を守り、地域の特性を活かした快適なコミュニティの形成や、NPO等市民活動を支援するとともに、芸術文化の振興など、高環境のまちづくりを市民と協働で進めます。
- ◇商業・工業・農業等の特性にあわせた振興策を展開し、産業の活性化を図ります。
- ◇消費者・勤労者としての市民を支援し要望に応えられる施策の推進を図ります。

各課の役割

生活環境部は、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、生活経済課の4課で構成され、①市民活動の支援、協働の推進、芸術文化の振興、②環境保全・公害防止や地球温暖化対策などの施策の推進、③環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進、④産業の振興、消費者への支援及び雇用の確保等の推進をする部門からなり、各種事業を通じて、幅広い市民生活のニーズに対応する役割を担っています。

2 部の経営資源

職員数（平成27年7月13日現在）

生活環境部職員 46人

職員比率（正規職員）生活環境部 46人／市職員 981人 職員比率 約4.7%

予算規模

平成27年度生活環境部予算額（6月補正後）

一般会計 4,112,647,000円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇協働型まちづくりの推進とコミュニティ創生及び芸術文化の振興

コミュニティを基調とした防災・環境・子育て等をはじめとする、市民生活と密接に関わりのある市民活動を支援するため、その拠点となるコミュニティ・センター及び市民協働センターの運営を通して、市民との協働を一層推進します。また、これまでのコミュニティの醸成を基礎として、地域の多様な課題を新たな共助や協働によって解決するあり方をめざすコミュニティ創生の取り組みを推進していきます。

芸術文化の振興については、「文化の薫り高い三鷹」のまちづくりをめざして、太宰治や山本有三をはじめとする三鷹ゆかりの文化人を顕彰するとともに、まち全体の活性化へとつながる協働型の芸術文化のまちづくりを推進します。

◇持続可能な都市を実現するための環境施策の推進

環境問題は公害問題から地球温暖化などの地球環境問題まで複雑で多様化しています。平成 23 年度に策定した環境基本計画 2022 を改定し施策を推進していきます。

持続可能な社会の形成に向け、省エネルギー対策や新エネルギー（再生可能エネルギー）の利用拡大に取り組みます。また、リニューアルした「新エコタウン開発奨励制度」を推進することにより、環境配慮型住宅の建設や良好な景観づくりに取り組み開発事業を誘導し、地球温暖化防止対策とエネルギーの有効利用を進める地域を創造する等、環境負荷の少ないサステナブル都市の実現をめざします。

市庁舎や公共施設で実施している環境マネジメントシステムの取り組みを進めるとともに、公害発生の原因となる各種発生源対策の強化や監視測定、指導体制等を一層整備していきます。

また、公共施設等での空間放射線量の測定を継続します。

◇ごみ減量・資源化と環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進

市民・事業者及びごみ減量等推進委員と協働して、ごみ質の変化等に対応した適切なごみの減量・資源化を推進します。また、リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（資源の再使用）、リサイクル（再生利用）の推進、ごみの適正処理の確保など、資源循環型社会の形成に向けて、高環境のまちづくりを推進します。

また、環境センターの跡地の利活用について、循環型社会の推進に向けた施設等整備を含めた跡地利用の調査・研究を行っていきます。

いわゆる「ごみ屋敷」を解消し、地域の生活環境を保全するための方策の検討を行います。

ごみ処理総合計画 2022（仮称）を策定し、ごみ処理施策を推進します。

◇産業振興と生活者支援の推進

産業振興計画 2022 に基づき、産業と生活が共生する都市の創造に向けて、市民・事業者・関係団体と協働で、SOHO やものづくり産業を含めた価値創造都市型産業の振興を図ります。また、産業観光の取り組みなど観光と産業の連携や買物支援の取り組みの充実を進め、賑わいの創造を推進するとともに、都市農業の環境変化に対応し、農業者、市民、市が協働で「農のあるまちづくり」の推進を図ります。平成 23 年度に策定した産業振興計画 2022 及び平成 26 年度に一部改定した農業振興計画 2022

を改定し施策を推進していきます。なお、今後予定される大規模な土地利用転換については、関係部署と連携して効果的な施策を検討します。

また、昨今の景況は上向きつつあるといわれているものの、足元の景気動向はまだ不安定であること等を考慮し、セーフティーネット保証制度等の認定事務を適正に実施するとともに、雇用確保や就労支援にも努めます。さらに、消費者行政の充実に向けた取り組みを関係団体等と連携・協力しながら積極的に推進するとともに、

ライフステージにあわせた消費者啓発及び消費者教育の充実を図るため、引き続き、消費者被害防止キャンペーンの実施に加え、市内公立小学校全 15 校の 5 年生を対象とした出前授業や地域包括支援センター等への出前講座を実施します。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

1 コミュニティ創生の推進（コミュニティ文化課）

[当初計画]

平成 23 年度の「コミュニティ創生研究会」の研究報告及び平成 24 年度から平成 26 年度までの検討プロジェクト・チームによる報告を踏まえ、住民同士の支え合いによる新たな「共助」と協働により、地域の多様な課題を地域で解決していく「コミュニティ創生」の取り組みについて、プロジェクト・チームを再編して検討していきます。

また、コミュニティ創生における関係セクション間の実践的連携と多層・多層的なネットワークの形成を進め、地域の絆づくりや地域交流の活性化の実現に必要な具体的方策について研究します。

「がんばる地域応援プロジェクト」を活用して、町会などの地縁型組織と NPO などのテーマ型組織との連携による新たな協働関係の創出や、町会・自治会の未組織地域における住民自治団体の組織化を支援するなど新たなコミュニティの創生へとつながる取り組みを進めます。

さらに、住民協議会が実施する多世代交流の取り組みを支援するとともに各住民協議会で取り込まれる「住民協議会の在り方検討委員会」とも引き続き連携しながら、協働によるコミュニティ創生に取り組みます。

[目標指標]

「コミュニティ創生検討プロジェクト・チーム」を再編し、テーマを設定して検討を進め、年度末に報告書を作成します。

達成状況

コミュニティ創生検討プロジェクト・チームにおいて、入庁 1～5 年次の若手職員による庁内ディスカッションを実施し、自由な発想による理想のコミュニティ像とそれを実現する手段について討議し、討議結果の発表会を実施しました。また、地域課題の解決に取り組む住民協議会役員・委員や事務局職員を対象とした人財育成支援としての研修等を実施しました。以上の内容を取りまとめ、報告書を作成しました。

また、昨年度に引き続き、井の頭地区住民協議会が実施する「多世代交流事業」に助成金を交付し、住民協議会活性化事業を支援しました。

2 ごみ発生・排出抑制の推進（ごみ対策課）

[当初計画]

三鷹市ごみ処理総合計画に基づき、ごみの発生抑制・排出抑制、リサイクルの推進、ごみの減量資源化を進めてきました。市民・行政・事業者がそれぞれの努力により、引き続きごみの発生抑制に努めます。

また、現在のごみ処理総合計画 2015（改定）の計画期間が平成 27 年度に終了するため、ごみ処理総合計画 2022（仮称）を策定します。計画策定にあたっては市民検討会議を設置し、検討を行います。

[目標指標]

ごみ処理総合計画 2022（仮称）の策定を行い、ごみ減量施策を推進します。

達成状況

市民・行政・事業者が、ごみの発生抑制に努めた結果、可燃・不燃ごみの収集量は、前年より減少する見込みです。

委員 9 人による計画策定検討会議を 6 回開催し、パブリックコメントを経て、ごみ処理総合計画 2022（計画年次 平成 28 年度～平成 34 年度）を策定しました。

3 都市農業の推進及び農地保全の取り組み（生活経済課）

[当初計画]

「農のあるまちづくり」を推進するため、都市農業の振興に取り組むとともに、新鮮な農産物の供給をはじめ、緑と空間の創出、災害時の避難場所など、多面的な機能を有する都市農地の保全に向けて、農地に防災兼用井戸を設置するほか、関係機関と連携して、国家戦略特区導入の検討に取り組めます。

[目標指標]

優良農地育成事業補助 12 件を実施し、農地に防災兼用井戸を 4 基設置するほか、国家戦略特区導入に向けた検討を行います。

達成状況

優良農地育成事業補助については補助金交付対象者と農地保存協定を締結し、パイプハウスの設置等に補助金を交付するとともに、防災機能を有する農地に防災兼用井戸を設置するなど、都市農業の推進と農地保全に一定の成果を上げることができました。国家戦略特区の導入については、一部の要望案件について見直しが行われる見込みで、引き続き東京都と連携しながら、検討していきます。

4 サステナブル都市三鷹の実現に向けた研究の推進（環境政策課）

[当初計画]

平成 23 年度に三鷹まちづくり総合研究所に設置した「サステナブル都市三鷹研究会」の報告を受け、平成 24～26 年度で「サステナブル都市三鷹」の実現に向けた研究とサステナブル政策事業の検討を行ってきました。

平成 27 年度は、地域経済循環システム構築事業と市民協働型グローバル観光化推進事業の 2 つの継続検討事業の実現に向け、さらなる検討を進めるとともに、新たなサステナブル政策事業の研究を進めます。

[目標指標]

サステナブル政策事業の検討を進め、年度末までに報告書をまとめます。

達成状況

サステナブル都市政策検討チーム（以下「検討チーム」という。）を再編し、各ワーキングチームにおいてサステナブル政策事業を検討しました。

継続事業として、①「地域経済循環システム構築事業」、②「市民協働型グローバル観光化推進事業」、新規事業として「三鷹市における次世代エネルギーの活用に向けた政策研究」の検討を行い、報告書にまとめました。また、これまでに事業化（推進中を含む）した「エコタウン開発奨励制度」「市民防災意識向上のための備蓄食料品の有効活用制度」「まちなかグリーンベルト創出事業（市民、事業者と協働で取り組む民有地の緑化の推進）」「スマートコミュニティ推進のためのサイクルシェア事業」「再生可能エネルギー等導入推進基金（グリーンニューディール基金）事業」の検証を行いました。

5 新エコタウン開発奨励事業の推進によるエコ住宅の建設誘導（環境政策課）

[当初計画]

「エコタウン開発奨励制度」のリニューアルを行い、平成 27 年度から「新エコタウン開発奨励制度」を推進していきます。

新エコタウン開発奨励制度では、創・蓄・省エネルギー機器の導入、低炭素建築物認定や認定長期優良住宅といった環境配慮型住宅の建設及び地区計画への協力や景観協定の指定を認定ランクの要件とし、奨励金の交付対象者を住宅の購入者へ変更することで、地球温暖化防止対策やエネルギーの有効利用を進め、良好な景観等のまちづくりを誘導し、サステナブル都市の実現をめざします。

[目標指標]

新制度のPRを実施し、エコ住宅の建設を誘導します。

達成状況

平成 25 年度、26 年度に実施した「エコタウン開発奨励制度」をリニューアルし、「新エコタウン開発奨励制度」を平成 27 年度、28 年度の時限付き制度として開始しました。新制度では、認定要件に低炭素建築物認定や認定長期優良住宅、地区計画への協力及び景観協定の指定を新たに加え、設備の導入だけではない環境配慮型住宅の建設や良好な景観の形成への協力等のまちづくり全体の視点を加えました。また、三鷹商工会建設部会等の関係各所 11 か所へのパンフレット配布や「エコプロダクツ 2015」での制度紹介等のPRを実施しました。

※エコプロダクツ 2015【第 17 回】：環境とエネルギーの未来展、環境問題の解決に貢献することを目的に、民学産公の知恵や取り組みを一堂に紹介する展示会（平成 27 年 12 月 10（木）～12 日（土）東京ビックサイト）

6 ものづくり産業等の集積・強化及び都市型産業誘致の推進（生活経済課）

[当初計画]

東京都の「ものづくり産業集積強化支援事業」の補助金を活用し、ものづくり産業に対する支援として、市内事業者の移転に係る費用の補助、周辺環境と調和を図るための工事に係る補助、産業プラザ地下 1 階の精密測定機械室の機器更新などを行います。日本無線三鷹製作所の跡地における

市内事業者の操業支援に向けて関係部署と連携して取り組みを進めます。

「三鷹市都市型産業誘致条例」のPR・周知活動により、市内への優良企業の誘致を推進します。また金融機関や不動産事業者などとのネットワークを強化し、市内の土地情報や空き事務所情報等の共有を進めます。

SOHO 事業者に対する支援としては、ミタカフェの運営など引き続き一体的に支援をしていきます。

[目標指標]

東京都の補助事業を活用して市内事業者の操業継続に向けた支援を推進します。また、都市型産業誘致条例のPRを強化し市内への優良企業の誘致を推進します。

達成状況

ものづくり産業等の集積・強化事業については、事業継続のための改修工事や移転に伴う費用(引越し費用)を支援する「ものづくり企業立地継続助成金」を活用し移転が2社、防音工事、防振工事、防塵工事を各1社が行いました。工場等の移転を支援する「ものづくり産業集積促進事業助成金」の利用はありませんでしたが、次年度の工場移転に向けた相談が1社からありました。また、都市型産業誘致条例に基づく指定企業及び指定誘致協働事業者の新規の指定はありませんでした。これらの事業・制度については、引き続き周知を図ります。このほか、三鷹産業プラザでのものづくりを核としたコミュニティづくりのためのスペースである「ファブスペースみたか」の機器の整備(UVプリンター、レーザーカッターの購入)を行い、ミタカフェ(コワーキングスペース)運営と合わせてSOHO事業者等への支援を行いました。日本無線三鷹製作所の跡地活用については関係部署と連携して対応を協議しました。

7 市内共通商品券事業の実施(生活経済課)

[当初計画]

平成26年度の国の補正予算「地域住民生活等緊急支援のための交付金(地域消費喚起・生活支援型)」を活用して、三鷹市内の消費喚起を図ることを目的に、プレミアム付き市内共通商品券事業を実施し、地域経済の活性化と、消費の促進を図ります。発行総額は9億9千万円(プレミアム分9千万円)。

[目標指標]

市内共通商品券の完売により市内経済の活性化と消費促進をめざします。

達成状況

平成27年7月に市内共通商品券「三鷹むらさき商品券」(9億9千万円分)の販売を開始し、11月に完売しました。近隣市に比べて、1枚あたりのプレミアム額を低く抑えたことで、国制度の効果がより多くの市民に行き渡りました。換金率は99.66%に達し、完売した券のほとんど全てが実際に利用され、市内経済の活性化と消費促進に寄与するなど、大きな経済効果がありました。今回のノウハウを活かし、今後、継続的に利用できる商品券の発行を目指し検討を進めます。

8 買物環境の整備(生活経済課)

[当初計画]

引き続き買物支援モデル事業を実施します。実施にあたっては市や関係団体で組織した買物支援事業本部の支援の下、公募等によって選定された協議会(商店会単位)が各地域の特性にあわせて検討した事業を行います。また、商店主が地域の住民に自らの技術や知識などを講義し、地元の消

費者との密接した関係を築く事業などを検討します。

[目標指標]

買物環境の整備を通じて、地域商店会の活性化と消費者の利便性の向上を図ります。

達成状況

買物支援モデル事業については富士見商店会の1地区が新たに加わったことで、14 商店会（13 協議会）での実施となり、朝市の開催や宅配サービス情報を掲載したパンフレットの製作等が行われました。今年度の新たな取り組みとしては、商店の数が少ない西部地域への宅配サービスを行う店舗情報を掲載した冊子を発行し、店舗の認知度アップと消費者の利便性向上を図りました。

次年度以降も引き続きモデル地区の増加に努めるとともに、地区特性に応じた買物環境の整備を推進します。

9 芸術文化振興財団の発展的改組に向けた取り組み及び20周年記念事業の実施

(コミュニティ文化課)

[当初計画]

平成29年度に開設予定の「新川防災公園・多機能複合施設（仮称）」の管理運営について、「管理運営計画」に基づき、市、市民、関係団体等が指定管理者と協働して事業の企画・運営を行い、これまで既存施設で行われてきた事業を継承しながら、さらに魅力的な事業展開を図れるよう、「三鷹市芸術文化振興財団」を当該施設の指定管理者とするため、新たな財団へ発展的に改組するための取り組みを進めていきます。

平成7年3月31日設立以来、三鷹市芸術文化センターを核として芸術文化の振興と「文化の薫り高い三鷹」をめざしてさまざまな事業を展開してきました。平成27年度は、三鷹市芸術文化振興財団設立20周年を迎えるため、記念式典を実施します。

[目標指標]

芸術文化振興財団の発展的改組に向けて取り組むとともに、三鷹市芸術文化振興財団設立20周年記念式典を実施します。

達成状況

平成27年6月に策定した「新川防災公園・多機能複合施設（仮称）管理運営計画」に基づき、「三鷹市芸術文化振興財団」を当該施設の指定管理者とするため、財団の定款を変更し、「三鷹市スポーツと文化財団」に改組するとともに公益認定変更の準備を行いました。また、庁内関係各課と財団との間で施設の管理運営の考え方や指定管理業務の範囲等について検討するなど事業計画の作成に着手しました。

平成27年11月3日には三鷹市芸術文化センターにおいて、三鷹市芸術文化振興財団設立20周年記念式典を三鷹市市制施行65周年三鷹市名誉市民表彰式とともに実施しました。

10 衛生的な家屋管理等に向けた居住者への支援策等の検討（ごみ対策課）

[当初計画]

家屋や敷地内にごみ等をため込み、悪臭や害虫を発生させるなど、近隣住民の生活環境に大きな影響を及ぼすため社会問題となっている、いわゆる「ごみ屋敷」については、多様な検討が必要です。福祉・保健・医療も包含した総合力のある体制が必要であることから引き続きプロジェクト・チームで「ごみ屋敷」を解消するための居住者への支援策等の検討を行います。

[目標指標]

「ごみ屋敷」解消のための具体的支援策の検討を行います。

達成状況

衛生的な家屋管理等に向けた居住者への支援策等検討プロジェクト・チームのメンバーにより4回の検討会議を実施し、ごみ屋敷への対応方針、対応方法を決定しました。これを受け、平成28年度以降は、関係各課の職員による横断的会議（カンファレンス）により、ごみ屋敷住人に粘り強くごみ出しを説得することとなりました。

11 井口コミュニティ・センター耐震補強の実施（コミュニティ文化課）

[当初計画]

全国に先駆けてコミュニティ再生の拠点として整備されてきたコミュニティ・センターは、コミュニティ活動の拠点であると同時に、災害時の避難所や地域の防災活動の重要な拠点ともなっています。このうち、新耐震基準以前に建設された井口コミュニティ・センター（昭和54年築）について、平成27年度に既設建物の耐震性の検証も含めた耐震補強設計を行い、災害に強いまちづくりを推進します。

[目標指標]

平成28年度からの耐震補強工事に向けて、耐震補強設計を実施します。

達成状況

井口コミュニティ・センターについて、国の補助金（社会資本整備総合交付金）も活用しながら、耐震補強工事に向けた実施設計を行いました。

平成28年度についても引き続き国の補助金（社会資本整備総合交付金）の交付申請を行うこととし、耐震補強工事を実施し、災害に強いまちづくりを推進します。

健康福祉部の「運営方針と目標」の達成状況

健康福祉部長 伊藤 幸寛

健康福祉部調整担当部長 濱仲 純子

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- ◇高福祉のまちづくりを推進するため、市民・事業者・関係機関等との協働により、地域ケアネットワーク推進事業をはじめとする共助のまちづくりを推進するとともに、福祉・保健・医療施策の充実に努めます。
- ◇高齢者計画・第六期介護保険事業計画に基づき高齢者施策の推進と介護保険事業の適切な運営を図るとともに、障がい福祉計画（第4期）に基づく障がい者（児）施策を推進します。
- ◇生活保護制度の適切な運用を図るとともに、高齢者、障がい者、生活困窮者等の支援施策を推進し、セーフティネットを構築します。
- ◇健康長寿のまちづくりをめざし、健康診査・検診の充実に努めるとともに、市民の健康づくりと介護予防・保健事業を推進します。

各課の役割

健康福祉部は、地域福祉課、障がい者支援課、高齢者支援課、生活福祉課、健康推進課の5課と北野ハピネスセンターで構成され、福祉・保健・医療施策の総合的な推進を図るため、①健康福祉施策の企画調整、②地域ケアの推進と地域福祉の人財養成、③高齢者及び障がい者への福祉サービスの提供と介護保険事業の運営、④生活保護法に基づく援護等、⑤健康づくりと保健事業、⑥心身障がい者（児）の相談・療育・訓練などの業務を行っています。

2 部の経営資源

職員数（平成27年7月13日現在）

健康福祉部職員 137人

職員比率（正規職員）健康福祉部 137人／市職員 981人 職員比率 約14.0%

予算規模

平成27年度健康福祉部予算額（6月補正後）

一般会計 15,512,029,000円

そのうち特別会計への繰出金を除く事業費

一般会計 14,085,459,000円

介護サービス事業特別会計 965,303,000円

介護保険事業特別会計 11,286,735,000円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇健康福祉総合計画 2022 及び各個別計画に基づく福祉・保健施策の総合的な推進

市民・市民活動団体・事業者等との協働で策定した健康福祉総合計画 2022 及び高齢者計画・第六期介護保険事業計画、障がい福祉計画（第4期）等を推進し、お互いに支え合う地域社会の構築、ライフステージのさまざまな場面での困難に対応できる福祉・保健・医療の充実したセーフティーネットの構築を図り、高齢者や障がい者などすべての市民が地域で安心して心豊かに生活できる環境とサービスを整備します。

◇市民、関係団体等との協働に基づく地域ケアの推進とコミュニティ創生

住み慣れた地域でいつまでも安心していきいきと暮らすことができるよう、支援が必要な高齢者、障がい者等を支える地域ケアネットワーク事業の一層の充実・発展に努めます。事業の実施にあたっては、見守りネットワーク事業、災害時避難行動要支援者支援事業、認知症にやさしいまち三鷹への取り組みなど、地域での支え合いを核とした事業との連携を図り、重層的に取り組むことで「コミュニティ創生」を進めます。さらに、傾聴ボランティア活動の支援や認知症サポーター、地域福祉ファシリテーター等の養成など地域福祉を担う人財の育成を進めます。

◇障がい者(児)・高齢者福祉施策の充実

「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できるまち」の実現をめざし、障がい福祉計画（第4期）に位置づけた6つの重点課題を中心に、三鷹市地域自立支援協議会や関係部局との一層の連携・協働により、施策の計画的な推進を図ります。

「地域包括ケアシステムの構築」に向けて、高齢者計画・第六期介護保険事業計画の計画的な推進を図るとともに、生活支援・介護予防サービスの充実に向けた地域づくりや多職種による医療と介護の連携など、関係機関・関係団体等との協働により施策の推進を図ります。

◇セーフティーネット支援施策の充実等

高齢者、障がい者、生活困窮者等がライフステージのさまざまな場面で直面する障壁や困難に対して、制度的な支援施策を踏まえたセーフティーネットの構築を図ります。生活保護制度の適切な運用や生活困窮者自立支援制度への対応とともに、見守りネットワーク事業等の展開により、セーフティーネット機能のより一層の充実を図ります。

◇各種検診及び予防接種事業の拡充、健康づくり・介護予防事業の充実

がんの早期発見、早期治療に向け、がん予防施策の一層の強化や、がん検診の質の向上、受診率向上等、がん予防に向けた取り組みを受益と負担の適正化を図りながら推進します。予防接種については、正しい知識の普及啓発に努めるとともに、国の補助事業等を活用しながら接種費用への助成を行い、接種率の向上を図ります。

また、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも元気で健康な生活を営めるよう、生活機能の低下を防止するための総合的で効果的な介護予防事業の推進や健康寿命の延伸と地域からの健康づくりをめざす健康増進事業を、特定健診・保健指導事業、後期高齢者健診との連携を強化する中で、一層の

充実を図ります。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

1 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展（地域福祉課）

[当初計画]

誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすことができる共助のまちづくりをめざし、全市展開した7か所の地域ケアネットワーク（井の頭、新川中原、にしみたか、東部、連雀、三鷹駅周辺、大沢）の活動の充実と発展に向けた支援を継続するとともに、全市展開を記念した事業を実施します。

福祉人財の養成と活動支援については、地域福祉ファシリテーターの養成をはじめ傾聴ボランティアの研修など、関係機関等と連携した活動支援の充実を図ります。

[目標指標]

各地域ケアネットワークの活動の充実と発展に向けた支援を継続するとともに、全市展開を記念した事業を実施します。

達成状況

全市展開した7か所の地域ケアネットワークの充実と発展に向けた活動支援を継続しました。また、全市展開を記念して、活動紹介パネル展（1月25日～29日 市役所1階ホール）と記念フォーラム（1月30日 さんさん館 参加者125人）を開催しました。

福祉人財の育成については、地域福祉ファシリテーター養成講座やフォローアップ研修、傾聴ボランティアのスキルアップ研修、地域福祉人財養成基礎講座などを実施しました。

2 第六期介護保険事業計画の推進と地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み

（高齢者支援課）

[当初計画]

すべての高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、利用者のニーズに合わせ、医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステムの構築」に向けて、総合的な取り組みを進めます。

重点事業としては、地域包括支援センターの機能強化、医療・介護・福祉など多職種の連携による在宅医療の支援体制の構築、個別困難事例等の課題解決に取り組む「地域包括ケア会議」の全市展開、「認知症にやさしいまち三鷹」の推進に取り組めます。

また、平成28年度に予定している「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施に向けた「生活支援コーディネーター」を市内2か所の地域でモデル配置し、地域資源の発見や開発、そのネットワーク化に取り組めます。

[目標指標]

第六期介護保険事業計画の着実な推進と三鷹市における地域包括ケアシステムの構築に向けた事業に取り組めます。

達成状況

平成27年度は各地域包括支援センターの専門職を1名増員し、機能強化を図りました。

平成27年度から全市展開した「地域包括ケア会議」は、各地域包括支援センターの主催により

延 15 回開催し、課題解決に向け取り組みました。

生活支援コーディネーターについては、平成 28 年度からの全市展開を踏まえ、社会福祉協議会と地域包括支援センターに委託してモデル配置（市内 2 地域）を行い、地域資源の発掘とネットワーク化に向けた作業を進めました。

3 三鷹市障がい福祉計画（第 4 期）の推進と障がい者差別解消に向けた取り組み

（障がい者支援課、職員課）

[当初計画]

障がい者（児）の相談支援の中核を担う「基幹相談支援センター」について、平成 28 年度の設置をめざした検討を進めます。

また、障害者差別解消法が平成 28 年 4 月に施行されることを踏まえ、総務部と連携し、同法及び国の基本方針に即し、市職員が障がいを理由とする差別の解消に適切に対応するための要領を策定するとともに、サービス規律の一環としての取り組みを推進するため、職員（管理職）向け研修を実施します。

これらの取り組みについては、当事者を含む障がい者地域自立支援協議会等の意見を聞きながら検討を進めます。

[目標指標]

平成 28 年度の設置をめざし、「基幹相談支援センター」の検討を進めます。総務部と連携し、市職員対応要領の策定及び職員（管理職向け）研修会を実施します。

達成状況

障がい者地域自立支援協議会相談支援部会との協働により、「基幹相談支援センター」の役割や必要とされる専門性などについて調査・研究を行い、体制整備に向けた取り組みを進めました。その成果を踏まえ、平成 28 年 4 月 1 日に「基幹相談支援センター」を設置しました。

総務部職員課と連携した「三鷹市職員の障がいを理由とする差別解消推進対応要綱」については、障がい者地域自立支援協議会の意見等も反映し、平成 28 年 2 月に策定しました。また、その要綱に基づき、管理者を対象に研修を実施し、課長補佐職以上の職員 118 名が受講しました。

4 生活保護受給者の自立支援と適正な制度運用及び生活困窮者自立支援事業の推進

（生活福祉課）

[当初計画]

生活保護受給者に対する自立支援を総合的かつ組織的に実施するため、自立支援プログラムに基づく重層的な就労支援や生活支援を行います。また、就労による自立を目的とした就労自立給付金の支給、不正・不適正受給対策の強化や医療扶助の適正化により、一層の適正な制度運用に努めます。

平成 27 年度に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、「三鷹市生活・就労支援窓口」における自立相談支援を行うとともに、住居確保給付金の支給、就労準備支援や学習等支援など、生活困窮者の自立に向けた支援を行います。

[目標指標]

就労自立支援プログラムによる新規就労者数 90 人（うち、就労自立による生活保護廃止世帯数 30 世帯

達成状況

生活保護の就労自立支援プログラム実施による新規就労実現者数は96人（前年度94人）で、このうち、就労自立による保護廃止者数は41人（前年度31人）となりました。また、就労自立給付金については、22件（前年度27件）の実績がありました。

生活保護制度の適正な運用に関しては、不正・不適正受給対策として長期未訪問の解消を図ったほか、課税調査及び収入申告の徹底及び生活歴の確認など未申告就労の解消に努めました。また、医療扶助の適正化については、昨年度に引き続き、後発医薬品などの啓発活動を行い、利用率の向上（前年度比1.4ポイント増）を図りました。

生活困窮者自立支援制度については、4月の施行当初は新規相談件数が月に44件と予想を上回ったものの、5月以降は30件前後で推移しており、年間相談件数は366件（プラン作成109件中58件就労支援対象者）となりました。今後も就労支援を中心に支援に取り組めます。

5 三鷹市健康福祉総合計画 2022 の改定（地域福祉課）

[当初計画]

第4次基本計画第1次改定との整合を図りながら、三鷹市健康福祉総合計画2022を改定します。改定にあたっては、時点修正を基本としつつ、法律や制度の制定・改正を的確に反映するとともに、健康福祉審議会での検討やパブリックコメントの実施など、幅広い市民参加を図りながら、取り組みを進めます。

[目標指標]

健康福祉審議会での検討やパブリックコメントなどを実施し、健康福祉総合計画2022を改定します。

達成状況

「高福祉のまち三鷹」をつくることを基本目標とした「三鷹市健康福祉総合計画2022」の第1次改定を行いました。前期4年間の計画の達成状況を踏まえた時点修正的な見直しとともに、介護保険法改正や障がい福祉関連制度の整備、子ども・子育て支援制度の施行など、国による社会福祉制度の改革を踏まえて、検討を進めました。

なお、計画の改定にあたっては、健康福祉審議会を4回開催し、意見聴取を行ったほか、平成28年1月にパブリックコメントを実施し、その意見を計画に反映しました。健康福祉審議会の第4回会議で諮問を行い、諮問案どおりの答申を受け、平成28年3月に本計画を確定しました。

6 北野ハピネスセンターの効果的な運営と子ども発達支援センター（仮称）の開設に向けた取り組み（北野ハピネスセンター）

[当初計画]

成人部門については、引き続き、委託している事業者との緊密な連携を図り、利用者の重度化への対応や医療的ケアの充実など、社会福祉法人の専門性を活かした円滑かつ効果的な運営を行います。

「子ども発達支援センター（仮称）」の開設に向けて、子ども政策部、教育委員会等と連携し検討を進めます。また、総合保健センターとのワンストップサービスの実現に向けた早期発達支援システムを構築するとともに、市内の幼稚園等に通園する発達に課題のある子どもを対象に、くるみ幼稚園との併用通園を試行的に実施します。

[目標指標]

成人部門の円滑かつ効果的な運営を行います。総合保健センターとのワンストップサービスの実現に向けた早期発達支援システムの構築を図るとともに、併用通園を試行的に実施します。

達成状況

成人部門については、引き続き社会福祉法人に委託し、医療的ケアが必要な2人の方の受け入れを新たに行うとともに、さまざまなサービスを提供し、法人の専門性を活かした効果的な運営を行いました。また、幼児部門については、総合保健センターとの連携による「早期発達支援システム」の構築に向けた検討会を実施するとともに、併用通園の試行的実施など移転に向けた取り組みを行いました。

7 妊婦健康診査及びがん検診等の拡充（健康推進課）

[当初計画]

妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、経腹超音波検査の公費負担の年齢要件（35歳以上）を撤廃し、全ての妊婦が同検査を公費負担（1回のみ）で受けられるように拡充を図ります。

40歳以上の市民を対象に緑内障・白内障等の早期発見を図ることを目的に実施している眼科検診について、より多くの市民が受診できるように、定員を950人から2,000人に拡充します。

今後の検診については、より効果的な検診の実施と受診率の向上を目指し、三鷹市医師会等と協働して取り組みを進めます。

[目標指標]

妊婦健康診査及び眼科検診事業を円滑・着実に実施するとともに、次年度に向けた検診内容について、三鷹市医師会等と検討を進めます。

達成状況

妊婦健診における経腹超音波検査については、公費負担の年齢制限を撤廃したことにより、受診者数が1,240人（前年度実績525人）と前年度比で約2.4倍となりました。

眼科検診については、定員の拡充を図ったことにより、受診者数が前年度実績の2倍を超える2,146人（前年度実績1,039人）と大幅に増加しました。

また、「健康診査等のあり方検討委員会」では、三鷹市医師会から専門的見地による意見をいただきながら、より効果的な検診についての協議を進め、平成28年度から大腸がん検診を拡充して実施することになりました。

8 認知症にやさしいまち三鷹の推進（高齢者支援課）

[当初計画]

認知症の高齢者等が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせるまちづくりを進めるために、「認知症にやさしいまち三鷹」の取り組みを進めます。

認知症に対する意識啓発のために、地域包括支援センター・関係市民団体と協働し、キャンペーン、講演会やパネル展、認知症サポーター養成講座を開催します。また、「三鷹・武蔵野認知症連携を考える会」で作成した「もの忘れ相談シート」を活用するとともに、認知症施策の検討及び推進を行う認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターに指定されている杏林大学医学部付属病院と連携して、認知症の早期発見・早期診断のための体制整備を進めます。

さらに、ヘルパーやケアマネジャー等を対象に認知症に係る研修を実施し、人材の育成・介護レベルの向上を図ります。

[目標指標]

地域包括支援センター等と連携して認知症に対する意識啓発を図ります。また、認知症疾患医療センターと連携して、認知症の早期発見・早期診断のための体制整備を進めるとともに、認知症に係わる介護人材のレベル向上を図ります。

達成状況
認知症に対する意識啓発のため、商工まつり等のイベントへの参加のほか、27年度は初めて三鷹駅前での啓発活動を行いました。また、毎年度実施している啓発イベント「認知症にやさしいまち三鷹」では、認知症専門医による講演会やパネル展示を行い、150名を超える参加者がありました。平成27年4月から認知症地域支援推進員を課内に配置し、10月には杏林大学医学部付属病院と協定書を交わし、認知症の疑いのある高齢者に対する「認知症アウトリーチ事業」を開始しました。認知症サポーターについては、1,063人を養成し、平成28年2月には、「キャラバンメイト養成講座」を三鷹市単独で開催して、46人の新たなキャラバンメイトを養成しました。3月にはヘルパー・ケアマネジャー向けの「認知症ケア研修」を開催し、41人の参加がありました。

9 災害時避難行動要支援者支援事業の推進（地域福祉課）

[当初計画]

災害対策基本法に基づき作成した「避難行動要支援者名簿」を適切に更新します。また、平常時からのゆるやかな見守りを含めた共助のまちづくりを推進するため、町会・自治会等への事業の周知と説明を行い、市と協定を締結し、避難支援体制の整備を進める町会・自治会等の拡充を図ります。

[目標指標]

「避難行動要支援者名簿」を適切に更新するとともに、市と協定を締結し、避難支援体制の整備を進める町会・自治会等の拡充を図ります。

達成状況
6月1日付けで約19,000人の避難行動要支援者名簿を作成しました。あわせて、平常時からの個人情報提供に同意をいただいた約2,000人と昨年度からの同意者を含めた約8,600人を対象とした同意者名簿も作成し、避難支援等関係者に提供しました。なお、避難支援等関係者とは、「避難行動要支援者名簿の提供と支援に関する協定」を締結し、自助、共助、公助の連携の基に、協働による避難支援体制の整備を進めます。

10 臨時福祉給付金の円滑かつ確実な支給（地域福祉課）

[当初計画]

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響を考慮し、暫定的・臨時的な措置として実施する臨時福祉給付金について、広報等による適切な周知とコールセンターの設置など丁寧な対応に努めつつ、円滑かつ確実に給付金を支給します。

[目標指標]

適切な周知と丁寧な対応に努めつつ、臨時福祉給付金を円滑かつ確実に支給します。

達成状況

9月1日から12月28日までの4か月を申請受付期間として事業を実施しました。支給対象者となる可能性のある方には郵送による個別勧奨を行うとともに、広報みたかやホームページなどを通じてPRに努めました。対象者28,741人（非課税者24,693人、未申告者4,048人）のうち、23,247人（非課税者21,556人、未申告者1,691人）から申請があり、申請率は全体で80.9%（非課税者では87.3%）となりました。平成28年度においても当該事業が予定されており、より一層の適切な周知と丁寧な対応に努めます。

子ども政策部の「運営方針と目標」の達成状況

子ども政策部長 竹内富士夫
子ども政策部調整担当部長 宮崎 望

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

◇三鷹市に生活するすべての子どもが地域の中で健やかに成長ができ、子育て家庭が孤立せず安心して子育てができる環境や基盤を確立し、次世代を担う子どもたちの健全な育成を地域社会全体で支えることができる高福祉のまちづくりをめざします。

そのために、三鷹子ども憲章、三鷹市子育て支援ビジョンの理念の実現に向けて、地域の子育て支援や児童青少年健全育成を担っている関係機関・団体やNPO法人との連携を推進し、子育て支援施策の推進と充実を図ります。

同時に、ライフスタイルや就業形態の多様化、核家族化や地域関係の希薄化が進行する中、地域、学校、企業、家庭と連携・協力をを行い、「仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現を図ります。

各課の役割

子ども政策部は、児童青少年課、子ども育成課、子育て支援課の3課から構成されています。子ども・子育て支援施策の総合的な推進を図るため、①子ども施策全般の企画調整、②児童青少年の健全育成や各種団体への支援、③保育所、学童保育所、児童館等の整備と運営、④母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく支援、⑤児童手当・その他児童に係る各種手当の支給、⑥児童及びひとり親家庭等の医療費助成、⑦私立幼稚園等園児保護者への助成などの業務を行っています。

2 部の経営資源

職員数（平成27年7月13日現在）

子ども政策部職員 228人

職員比率（正規職員）子ども政策部 228人／市職員 981人 職員比率 約23.3%

予算規模

平成27年度子ども政策部予算額（6月補正後）

一般会計 10,395,537,000円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇子育て支援ビジョン及び子ども・子育て支援事業計画に基づく子ども・子育て支援施策の推進

子ども・子育て支援新制度を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画及び健康福祉総合計画 2022 に基づく子ども・子育て支援施策を推進し、すべての子どもの健やかな「育ち」と「成長」を社会全体で支える仕組みづくりと、子どもたちがいきいきと輝き、誰もが安心して子育てができる地域社会の実現に向けて環境の整備を行い、子育て支援ビジョンに掲げられている課題に取り組みます。そのために、「子ども・子育て会議」において、計画の進行管理や評価・検証を行うとともに、関係機関と連携を図り子ども・子育て支援施策を推進します。

◇地域における在宅子育て支援の充実

子ども家庭支援センターや親子ひろば等の事業の充実と子育てグループの育成、親同士の交流等のサポート事業の充実を図ります。同時に、乳児家庭をはじめとした子育て家庭の地域での孤立や児童虐待を防ぐため、見守り活動やさまざまな支援の一層の充実を図り、子どもの育ちと子育て家庭を支援する地域ネットワークの充実を推進します。

◇保育園待機児童の解消と保育サービスの充実に向けた取り組みの推進

保育園待機児童を解消する保育施設整備については、ニーズ調査の結果を踏まえ、民間認可保育所や認証保育所等の民間事業者による保育所開設支援や公立保育園における保育定員弾力運用など多様な取り組みを進める中で、待機児童の減少を図り、仕事と生活の両立が可能となるよう支援の充実を図ります。

◇ひとり親家庭自立支援事業等の推進

母子家庭等の自立が促進されるよう、子育てや生活・就労等の相談機能強化に取り組むとともに、母子生活支援施設を活用して支援します。また、女性の生活支援の観点からDV被害者についても関係機関と連携して支援します。

◇青少年の健全育成と団体活動への支援の推進

新しい時代の担い手である子どもたちや青少年が地域社会で豊かな心を持ち、心身とも健康に成長できるように、青少年委員協議会、青少年対策地区委員会や青少年補導連絡会等の関係機関・団体や地域の多くの人たちが協力連携し、児童青少年健全育成活動の基本方針に沿って活動ができる支援体制の整備を図ります。

また、子ども・若者育成支援推進法を踏まえ、児童館の多世代交流機能について検討しながら教育委員会、地域の大学などの研究機関、地域で子ども・若者への支援活動を行っている NPO 法人等との連携や協働による取り組みを推進します。

◇学童保育所や地域子どもクラブ等の放課後支援対策の充実と安定的な運営の推進

子どもたちが遊びやスポーツ、学習を通じて仲間づくりや社会参加ができるよう、子どもコミュニティ推進計画に基づき、地域、学校、家庭が一体となり子どもたちの放課後等の活動の拠点づくりを

進めます。

また、子どもたちが安全で安心して生活ができる「居場所」としての学童保育所のサービスの向上と地域子どもクラブの活動の充実を図り、相互の連携等を進めるとともに、学童保育所の入所希望者が増加していることを踏まえ、通所児童の安全確保、待機児童の解消、施設の老朽化の解消等の視点から計画的に整備を進めます。

◇各種手当や医療費助成制度等をはじめとした子育て支援施策の推進

児童手当・その他児童に係る各種手当や、乳幼児をはじめとする医療費助成、また、幼稚園就園奨励費等の助成も含め各制度の確実な執行と適正な運用を図り、子育て世帯に対する経済的負担の軽減と支援を進めます。

◇災害に強い児童施設等の整備による子育て環境の充実

耐震化の推進等災害に強い児童施設等の整備に向けて、子育て支援施設等の統合・再配置を含め、複数の施設の複合化に向けた取り組みを進めるとともに、保育施設、児童施設等の災害時における危機管理マニュアル等に基づいて訓練を行うなど、災害に強い子育て環境の整備を進めます。また、引き続き保育施設における食の安全確保にも努めます。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

1 子ども・子育て支援新制度、子ども・子育て支援事業計画等の着実な推進

（児童青少年課、子ども育成課、子育て支援課）

〔当初計画〕

子育て支援ビジョン、子ども・子育て支援事業計画及び健康福祉総合計画 2022 に基づき、子どもたちの「育ち」を地域全体で支え、次世代育成に向けて、「未来への投資」を効果的に行っていくことを基本とした施策を展開します。

また、子ども・子育て支援新制度の施行を受けて、庁内連絡会議等を活用しながら、「子ども・子育て会議」において、事業計画の進行管理や評価・検証を行うとともに、目標事業量の達成状況を公表し、子ども・子育て支援施策を推進します。

〔目標指標〕

子ども・子育て会議において、事業計画の進行管理、評価・検証及び目標事業量の達成状況を公表します。

達成状況

「子ども・子育て会議」を4回開催し、次世代育成支援行動計画や子ども・子育て支援施策主要事業について評価・検証を行いました。また、11月に第2期目の委員委嘱を行い、市の子ども・子育てに係る新たな取り組みや新設予定保育施設についての意見聴取を行うなど、幅広く調査・審議を行い、委員からの意見を踏まえて、子ども・子育て支援事業計画等の着実な推進を図りました。

2 在宅子育て支援の推進（子ども育成課）

〔当初計画〕

家庭における子育て不安や孤立感の解消を図るため、保育園における地域開放や親子ひろば事業

において保護者同士の交流の場を提供するとともに、子ども家庭支援センターすくすくひろばにおける各種育児講座・育児相談等の実施や子育て支援活動を行っているNPO法人との連携などにより、在宅子育て支援を推進します。

また、新制度の「利用者支援事業」として、今まで行ってきた内容をさらに充実させ、「相談支援」「地域支援」「情報提供」の3つの柱で子育て家庭の支援を展開します。

さらに、国が制度化した「子育て支援員」制度の活用やファミリー・サポート・センター事業による子育てサポートリーダーの育成などにより、地域における子育て支援の人財育成に努め、協働型地域子育て環境の充実を図ります。

[目標指標]

親子ひろばや各種育児講座の参加者数の増加を図るとともに、利用者支援等の事業展開について検討・準備します。

達成状況
親子ひろば事業の利用者数は増加の傾向にあります。育児講座の開催についても、常に、定員以上の申し込みがあり、就学前児童の約3割が在宅子育て家庭であることから在宅子育て支援の潜在的ニーズは多いことを踏まえ、今後もより一層の充実を図っていきます。また、妊娠期からの切れ目のない支援として、「プレママ・プレパパ散歩」、「育メン」スタート講座などの開催により、今まで支援の届きにくかった対象の方にも支援を向ける機会が増えました。新制度により、「利用者支援事業」が確立しましたが、今までの積み重ねの延長上で業務はスムーズに移行し、継続的な展開となっています。子育て人財確保のため東京都で実施する子育て支援員研修を活用し、27年度に新たに「子育て支援員」の研修を修了した職員の配置や新たな子育てサポーターの養成などを経て、今後の「利用者支援」の活躍の場を広げることができました。

3 保育園地域開放事業等の充実（児童青少年課・子ども育成課）

[当初計画]

在宅子育て支援の推進を図るため、地域開放を行っている市内の公立保育園及び児童館等において、国の「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生型）」を活用し、屋外遊具等を更新するとともに、子育て支援に係る各種イベントを開催するなど地域開放事業等を実施します。

[目標指標]

公立保育園等における地域開放事業の利用拡充を図ります。

達成状況
公立保育園及び公私連携型保育園、すくすくひろば等において人形劇等のイベントや子育て講座を41回実施し、3,735人（親子）参加しました。また、東・西児童館2館とむらさき子どもひろばで開催した「移動動物園」等では、新規来館者を含む延べ2,468人が来館し、乳幼児や児童の豊かな活動が展開されるとともに、子ども・子育て施設の広報・周知に資することができました。また、公立及び公私連携型保育園17園及び東・西児童館での屋外遊具等の更新や、子育てねっとのリニューアル等の実施による在宅子育て支援の情報提供の充実に取り組みました。各施設における地域開放の取り組みは、参加した保護者からも好評を得ており、平成28年度以降も、市の単独事業として継続して実施します。

4 公設民営保育園の民設民営化の円滑な実施（子ども育成課）

[当初計画]

平成 27 年度から公私連携型民設民営方式の保育園（三鷹駅前、三鷹西野）及び認定こども園（三鷹ちどりこども園）に移行した 3 園について、三鷹市社会福祉事業団と連携・協働し、運営等における市の関与を明確にして保育の質を保ちながら、国と東京都から新たな財源確保を図り、あわせて円滑に地域子育て支援事業（子育てひろば事業、一時預かり事業）を実施します。

また、社会福祉事業団に運営委託している南浦西保育園についても、引き続き東京都と調整のうえ、公私連携型民設民営方式の保育園をめざします。

[目標指標]

社会福祉事業団と連携・協働し、公設民営から民設民営に移行した園の円滑な運営を支援するとともに、南浦西保育園についても、公私連携型民設民営方式の保育園をめざします。

達成状況

社会福祉事業団と連携・協働し、公設民営から民設民営に移行した 3 園の円滑な運営を支援することが出来ました。また、社会福祉事業団に運営委託している南浦西保育園についても、都営住宅の 1 階に設置されている関係で用地の使用について東京都と継続的に協議を行ってききましたが、市からの積極的な働きかけにより協議がすすみ、東京都から保育園用地の使用の継続が承認されたため、平成 28 年 4 月より公私連携型民設民営保育園として開園することが決まり、保育の質の向上と、安定的な運営が可能となりました。平成 28 年 4 月から公設公営園 2 園を統合し公私連携型保育園として開園する三鷹赤とんぼ保育園と南浦西保育園については、平成 28 年度予算に国と東京都の負担金 89,958 千円を見込んでいます。

5 三鷹赤とんぼ保育園の開設支援（三鷹台団地周辺子育て支援施設等整備事業の推進）

（子ども育成課）

[当初計画]

平成 28 年 4 月 1 日開園予定の三鷹赤とんぼ保育園については、社会福祉事業団が「公私連携型民設民営保育園」として整備を進めており、引き続き整備費、開設準備に係る支援を行います。同時に、社会福祉事業団と緊密な連携を図り、三鷹台保育園及び高山保育園の安全かつ円滑な移転・統合を推進します。

[目標指標]

公私連携型民設民営方式による統合保育園の新施設を整備し、保育環境の改善及び定員拡充を図るため、社会福祉事業団を支援します。

達成状況

統合保育園の整備については、計画当初には予定のなかった埋設下水管等の影響により工事契約が再入札となり、追加補助も必要になりましたが、三鷹台・高山保育園の保護者、近隣住民対象に丁寧な説明会を開催することにより、地域住民等の十分な理解を得ることができました。また、事業団と十分に連携を行うことにより、施設整備についても予定どおり進み、平成 28 年 4 月から 10 人の定員拡充を図り運営を開始しました。

6 むらさき子どもひろばの耐震補強等の実施（児童青少年課）

[当初計画]

児童館機能、学童保育所及び子育て支援機能を兼ねた拠点施設として多くの乳幼児及び児童等の利用があるむらさき子どもひろばについて、耐震補強及び改修工事を実施します。

[目標指標]

施設の耐震性の確保と乳幼児及び児童の保育環境の改善を図ります。

達成状況

夏季休業中の工事であったため、四小学童保育所は第四小学校内において育成を行って対応しました。また、むらさき子どもひろばの休館に伴い、四小学童保育所待機児童を対象として臨時受入れを実施し、6人の受入れを行いました。工事完了後に「むらさき子どもひろば開館まつり」と移動動物園を同時開催し、新規161人を含む651人の来館者を迎え、子育て支援の拠点としての充実を図ることができました。

7 私立認可保育園の開設支援及び耐震建替え支援（子ども育成課）

[当初計画]

平成28年4月からの私立認可保育園1園（96人、0～5歳児）の開設に向けた支援を行います。開設に係る整備費の支援については、東京都の安心こども基金を財源とした「賃貸物件による保育所整備事業補助金」などを活用します。

また、耐震性に課題がある第二小羊チャイルドセンター本園について、園舎建替えに係る支援を行うとともに、建替えに伴い保育定員を拡充します。

[目標指標]

私立認可保育園の開設及び建替えを支援し、待機児童の解消及び保育環境の改善を図ります。

達成状況

私立園の開園に当たっては、事業者が建築工事、内装工事、施設長、保育士等の募集を計画的に行うことができるよう実施しました。開設に向けての準備を進め、入所定員についても、事業者と調整の結果、予定していた90人から96人（0歳6人、1歳14人、2歳16人、3歳20人、4歳20人、5歳20人）へ増員を図りました。当初の予定通り、28年4月に新園が開園しました。

また、耐震性に課題がある第二小羊チャイルドセンター本園についても園舎建替えに係る支援を行い、28年4月から保育定員を9人拡充し運営を開始しました。

保育園の開設に当たっては、開設経費・運営費など財源を確保する必要があるため、私立認可保育園の開設支援を中心に、引き続き待機児童の解消に向け、取り組みを進めていきます。

8 公立保育園の保育定員の弾力運用（子ども育成課）〈「ゼロ-アップ創造予算」該当事業〉

[当初計画]

保育ニーズの拡大に伴う入園希望者及び待機児童の増加に対応するため、大きな改修を行わず既存の公立保育施設での運用定員の拡充を図るとともに、弾力化後の職員配置については、効果的で効率的な配置を行います。

また、公立保育施設の運用定員の拡充に向け、課内検討チームにおいて、待機児童数（エリア別・年齢別）、入所児童数の現状、各保育園保育室の面積のバランス及びその効果・効率性を考え、平成28年度の運用定員及び実施園を決定します。

なお、今年度は平成 26 年度の検討結果により、平成 27 年 4 月から 3 つの公立保育園において 3 歳児クラスの弾力運用による定員拡充、さらに三鷹駅前保育園（公私連携型保育園）において 0～2 歳クラスの弾力運用による定員拡充を行いました。

[目標指標]

待機児童の分析を行って、効果的な定員枠の拡充をめざします。

達成状況
<p>公立保育園の運用定員の拡充に向け、各園で弾力運用について検討した提案をもとに、課内検討チームにおいて、待機児童数（エリア別・年齢別）の分析、各園の保育室の面積及びその効果・効率性を踏まえ、平成 27 年 4 月に計 10 人（新川 2 人、野崎 2 人、上連雀 2 人、三鷹駅前（公私連携型保育園） 4 人）、平成 26 年 11 月に 2 人（山中）の定員増を図りました。</p> <p>また、平成 28 年度に向けて弾力運用実施に向けた検討を行い、平成 28 年 4 月に 5 園で計 11 人（中央 3 人、下連雀 2 人、あけぼの 3 人、こじか 2 人、三鷹南浦西（公私連携型保育園） 1 人）の定員増を行うことを決定し、地域型保育施設の移行先である 3 歳児枠の拡充を図りました。</p>

9 待機児童解消に向けた学童保育所の運営のあり方の検討（児童青少年課）

[当初計画]

学童保育所の入所希望者が、施設整備による定員増や弾力運用を上回り、待機児童が増加していることから、学校・学童保育所の規模の適正化検討チームによる児童数の見込み等も勘案しながら、施設の整備、定員の見直し、地域子どもクラブ事業の拡充、児童館やその他の施設の活用など、待機児童解消に向けた学童保育所の運営のあり方を検討します。

[目標指標]

学童保育所の定員の見直しや地域子どもクラブ事業の拡充、児童館などの活用の検討を行い、待機児童の解消をめざします。

達成状況
<p>平成 27 年度一斉入所時（4 月）では、66 人の待機児童が発生しました。弾力的な運用定員の実施に加えて、保護者の就労状況や児童の登所状況などに基づく入所基準の見直しを行い、優先度の高い児童の入所決定に取り組みました。</p> <p>入所申込者の一層の増加を踏まえ、より抜本的な解消に向けて、引き続き地域子どもクラブの充実・連携など、幅広い児童の居場所づくりに取り組んでいきます。</p>

10 子育て世帯臨時特例給付金の円滑かつ確実な支給（子育て支援課）

[当初計画]

平成 26 年度に引き続き、消費税率引上げに伴う負担の影響を考慮した暫定的・臨時的な措置として、平成 27 年 6 月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者で、その平成 26 年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方を支給対象者とし、対象となる児童 1 人につき 3,000 円を支給します。

[目標指標]

円滑なシステム整備、事業実施要綱の制定等を行い、事業実施への適切な対応を図るとともに、丁寧な勧奨を行うことにより、子育て世帯臨時特例給付金を円滑かつ確実に支給します。

達成状況

円滑なシステム整備、事業実施要綱の制定等を行い、児童手当の現況届事務と一体化した非常に効率的で丁寧な申請勧奨を行うことができました。やむを得ない事由による期限後申請にも柔軟な対応を図ったことなどにより、支給対象者（公務員を除く）の申請率は99.7%となりました。

支給金額は、50,589,000円（支給対象児童16,863人）でしたが、申請に対する決定通知書の送付及び給付金の支給も遅滞なく行い、円滑かつ確実な支給事業が実施できました。

都市整備部の「運営方針と目標」の達成状況

都市整備部長 若林 俊樹

都市整備部調整担当部長 田口 久男

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- ◇「高環境・高福祉のまち」、「緑と水の公園都市」の実現に向け、まちづくり事業を総合的に推進します。具体的には、災害に強い都市基盤の整備を図るとともに、バリアフリーのまちづくりを重点的に推進し、安全でうるおいのある快適空間のまちづくりを、市民、事業者との協働で進めます。
- ◇都市計画道路や都市交通環境の整備、緑と水のネットワーク整備、景観や環境への配慮、市民が主体となった地域のまちづくり支援、地域特性を活かした魅力と活力のある再開発事業等を推進します。
- ◇データベースシステムを活用して、施設保全情報の一元的管理を行うとともに、道路、下水道等を含む公共施設のより総合的かつ計画的な管理を推進し、公共施設の効率的な維持・保全・活用や長寿命化に努めます。
- ◇下水道施設については、更新とともに広域的な視点からの再構築をめざすこととし、防災拠点周辺の下水道施設及びポンプ場の耐震化、都市型水害対策を促進します。

各課の役割

都市整備部は、まちづくり推進課、公共施設課、道路交通課、建築指導課、水再生課、緑と公園課の6課で構成され、「人間のあすへのまち」の実現をめざし、安全とうるおいのある快適空間のまちをつくるため、①都市計画、再開発及び住宅政策、②公共施設の一元管理、③道路、橋梁等及び都市交通、交通安全対策、④建築基準行政、⑤下水道、⑥緑化及び公園などの推進及び整備を行っています。

2 部の経営資源

職員数（平成27年7月13日現在）

都市整備部職員 119人

職員比率（正規職員）都市整備部 119人／市職員 981人 職員比率 約12.1%

予算規模

平成27年度都市整備部予算額（6月補正後）

一般会計 3,487,268,000円

下水道事業特別会計 2,744,500,000円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇緑と水の公園都市をめざす事業の推進

緑と水の公園都市の実現に向けて、「緑と水の基本計画 2022」に基づき、大沢の里整備事業をはじめとする拠点整備、自然緑地等の保全、公園緑地等の公有地化や整備の促進など、市民が安全で安心して憩い集える空間等の創出を進めます。また、市民との協働の取り組みを引き続き推進するため、NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会と連携を図りながら、ガーデニングフェスタ 2015 の開催、市民参加で取り組む街かど花壇づくり、花と緑の広場の運営等を推進します。さらに、市内に残る都市農地及び緑地等については、平成 26 年度に確定した「農地の保全に向けた基本方針」に基づき農地及び緑地等の保全・活用のための施策について取り組みます。土地利用では、大規模土地利用の用途変更等の把握に努め、適切な時期に用途地域の見直しを行うための検討や地区計画・景観協定の活用を図ります。また、三鷹らしい景観づくりに向けて、「三鷹市公共施設景観づくりの手引き（仮称）」の策定に取り組み、公共施設整備を通じて景観づくりの先導的な役割を担うようにまちづくりを進めます。こうした取り組みやまちづくりの全般的な事業を通して、緑と水の豊かで良好な都市環境の創出に取り組めます。

◇都市計画道路の整備

都市計画道路等の幹線道路の適切なネットワーク化を図るため、優先順位の高い路線から順次整備が進められるよう取り組みます。

市施行の都市計画道路の整備としては、引き続き三鷹都市計画道路 3・4・13 号及び「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」を活用して事業着手した三鷹都市計画道路 3・4・7 号の八幡前交差点～下連雀七丁目交差点間約 235m について、用地買収や電線類の地中化に向けた取り組みを進めます。

また、安全なみちづくりの観点から、市民参加によるみちづくり・まちづくりへの取り組みが始まっている地域では、これを支援し、協働の取り組みを推進します。

平成 28 年度から施行する都市計画道路の整備方針（第 4 次事業化計画）を策定し、東京都及び近隣区市とも連携して、都市計画道路の整備を推進します。

◇東京外かく環状道路事業

三鷹地区検討会等で提案された課題について、国・東京都が策定した「対応の方針」が、確実に実行されるよう、引き続き国・東京都に対し強く要請します。

また、市へ与える影響と対策については、多岐にわたる検討課題について、助言者会議等の意見を聴きながら、慎重に調査・検討を行うとともに、「北野の里（仮称）」の整備については平成 27 年 3 月にとりまとめた、「北野の里（仮称）」を中心としたまちづくりワークショップでいただいたご意見に対する三鷹市の基本的な考え方」を段階的かつ計画的に進めるため、北野の里（仮称）まちづくり方針を策定します。また、「外環整備に伴う安全・安心のまちづくり連絡協議会」を地元住民との協働により運営し、工事期間中等の地域の安全・安心に取り組めます。さらに、周辺都市計画道路の事業化に向けて関係機関と協議を進めるなど、協働によるまちづくりの展開を図ります。

◇三鷹駅前再開発事業の推進

「三鷹駅前地区再開発基本計画」を改定し、安全と安心のまちづくり、都市の活性化、良好な市街地の形成、まちの個性の創出という4つの基本的な視点に、環境に配慮したまちづくりの視点を加え、景観づくりや回遊性の創出に向けた展開が図られるよう積極的に取り組みます。

また、三鷹駅南口の核となる三鷹駅南口中央通り東地区については、UR都市機構と連携し、三鷹駅前地区の活性化の拠点となるよう、市街地再開発事業等を活用した面的なまちづくりを検討するとともに、事業化に向けた取り組みを進め、都市計画決定をめざします。

◇都市交通環境の整備

「交通総合協働計画 2022」に基づき、地域公共交通活性化協議会において協議を行いながら、公共交通環境の充実に向けた事業実施を検討します。バス交通については、「コミュニティバス事業基本方針」に基づき、既存路線について、都市再生事業と連携を図る等の見直しを進め、市域全体の交通利便性の向上に向けて、みたかバスネットの推進を図ります。

また、「駐輪場整備基本方針」に基づき、利便性の高い駐輪場の運営・整備や受益者負担の適正化などについて引き続き推進します。さらに、鉄道駅周辺の放置自転車対策や既存の駐輪場をより効率的に活用する仕組みとして、サイクルシェア事業に向けた取り組みを実施します。あわせて、自転車に関係する事故が多いことから、三鷹警察署と連携して、道路交通法の改正について情報提供に努めるとともに自転車の安全利用や交通ルール・マナーの周知に関する啓発活動等の取り組みを推進します。

◇耐震改修の促進

先の東日本大震災を機に建築物の耐震性への関心が高まる中、平成24年度に改定した「耐震改修促進計画」に基づいて、対象建築物の耐震化を計画的に進めていきます。具体的な施策としては、老朽化し耐震性に課題のある公共施設等を集約する新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業等を推進するとともに、平成24年度から耐震診断が義務付けられた特定緊急輸送道路沿道建築物について、東京都と連携を図りながら優先的に耐震化を進めます。

◇下水道事業の推進

集中豪雨による都市型水害に対応するため、中仙川改修事業の実施、貯留管等の整備を推進します。また、長寿命化及び地震対策事業を統合した「下水道再生計画」に基づき、下水道施設の改築及び耐震化を行い、安全安心な生活環境の確保に努めます。

さらに、市単独処理区である東部処理区の東京都流域下水道への編入について、関係機関との協議を進めるとともに、編入までの間、東部水再生センターの延命化に取り組みます。

◇建築基準行政の推進

市民の生活基盤である建築物の建築基準法令等を遵守することは、安全で安心なまちづくりの根幹となるものです。建築物の安全性確保のため、平成26年の建築基準法改正や国の技術的助言を踏まえ、平成26年度に計画期間が満了した「建築安全マネジメント計画」を見直し新たに策定するとともに、庁内関係部課はもとより警察、消防及び保健所と積極的な連携を図り取り組みを進めます。

◇公共施設ファシリティ・マネジメントの推進

公共施設の効率的な維持・保全・活用や長寿命化をめざし、施設の現状を踏まえた工事内容の精査、的確な修繕・更新工事の実施、施設所管課による継続的で安定した施設管理の啓発等を重視しながら、「公共施設維持・保全計画 2022」を着実に進めます。また、第一次計画の推進状況を踏まえ、防災上重要な公共建築物の耐震化を最優先に、第二次計画を策定するとともに、市有地の利活用や施設の更新・再配置等に取り組み、ファシリティ・マネジメントの推進を図ります。

さらに、道路、下水道等を含む市が保有する公共施設のより総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」の策定に着手します。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

1 三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業の推進（まちづくり推進課）

[当初計画]

三鷹駅南口中央通り東地区（三鷹センター周辺・文化劇場跡地）の再開発事業が、市の「玄関口」のシンボルとして、地区の活性化の拠点となるよう、「三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業における市の基本的な考え方」に基づく検討を進め、地元の合意形成を図るとともに、UR 都市機構との連携を強化し、市街地再開発事業等に向けた取り組みを進めます。

また、都市計画手続きについては、まちづくりや景観の観点から高度利用地区と市街地再開発事業に加えて、地区計画等の面的なまちづくりについて検討し、都市計画決定をめざします。

[目標指標]

高度利用地区・市街地再開発事業等の都市計画図書を作成します。

達成状況

関係権利者が、UR 都市機構を中心に当該地区の再開発事業に向けた勉強会を開催し、分棟方式による施設計画案や商業施設の管理運営方法などについて検討を進めました。

都市計画図書の作成には至りませんでした。市は、地権者として協議会に参加し、関係権利者とともに事業化に向けた検討を進めました。また、開発と保全の均衡を保ちつつ回遊性とにぎわいを創出し、商業の中心地として成熟した都市にふさわしい質的向上を図るため、三鷹駅前地区再開発基本計画 2022 の策定に向けた取り組みを進めました。

2 三鷹駅南口西側中央地区再開発事業共同ビル建設の支援（まちづくり推進課）

[当初計画]

「三鷹駅前地区再開発基本計画」に基づき、駅前広場と一体的な市の玄関口にふさわしい顔づくりに向けて、旧みずほ信託銀行周辺の共同ビル建設の事業推進を支援します。地元地権者による事業化に向けた合意形成を踏まえ、市道の一部廃止手続きを進めるほか、地域の活性化に向けた事業展開が図られるよう支援します。

[目標指標]

共同ビル事業の推進を支援します。

達成状況

市道第 14 号線（通称赤鳥居通り）代替機能の確保と関係権利者の全員合意が図られたことから、市は、同地区の再開発事業を推進するため、市道第 14 号線の一部廃止手続きを行いました。また、

事業地内では、事業者により解体工事や仮設建物の建築が進められました。

市は、建築計画に対して、総合設計やまちづくり条例、開発行為等について指導・助言を行うなど、共同ビル建設の事業推進を支援しました。このほか、景観審議会やアドバイザー協議会などを通じて、本事業が周辺の景観や環境に配慮した計画となるよう誘導しました。

3 東京外かく環状道路に関する対応の推進（まちづくり推進課）

[当初計画]

平成 21 年に国・東京都が示した「対応の方針」が確実に実行されるよう、引き続き国・東京都に強く要請します。

用地買収等の事業実施に伴う現況のコミュニティへの影響や中央ジャンクション上部利用について、平成 27 年 3 月にとりまとめた、「北野の里（仮称）を中心としたまちづくりワークショップでいただいたご意見に対する三鷹市の基本的な考え方」を段階的かつ計画的に進めるため、北野の里（仮称）まちづくり方針を策定し、市民、事業者、国及び東京都と連携・協働して進めていきます。また、北野地区の交通安全及び防犯対策について話し合う、「外環整備に伴う安全・安心のまちづくり連絡協議会」を地元住民と協働で運営し、工事期間中等の地域の安全・安心に取り組みます。さらに、周辺都市計画道路の事業化に向けて関係機関と協議を進めるなど、協働によるまちづくりが進むよう積極的に取り組みます。

多岐にわたる課題について、柔軟に対応できるよう助言者会議等で検討するとともに、平成 22 年に農業法人と締結した「都市農地の保全等に関するパートナーシップ協定」に基づき、引き続き代替農地の維持管理に係る実証実験に取り組み、代替農地の確保についても国・東京都に強く働きかけます。

[目標指標]

地域環境への保全対策を国及び東京都に要請するとともに、北野の里（仮称）まちづくり方針を策定し、ジャンクション周辺地域のまちづくりと連携したみちづくりについて調査・検討します。

達成状況

北野の里（仮称）の具現化をめざし、「北野の里（仮称）を中心としたまちづくりワークショップでいただいたご意見に対する三鷹市の基本的な考え方」をもとに、市民等の意見を聴きながら、「北野の里（仮称）まちづくり方針」を策定しました。引き続き、国・東京都に対して本方針における三鷹市のまちづくりへの協力・支援とともに、「対応の方針」の確実な履行を要請します。

工事期間中の交通安全対策等を図る「外環整備に伴う安全・安心のまちづくり連絡協議会」を地元住民との協働により運営し、地域の交通安全対策・防犯対策等を検討・協議し、国等の事業者に対して様々な対策を求めました。また、農業法人と締結した「都市農地の保全等に関するパートナーシップ協定」に基づき、代替農地の維持管理に係る実証実験に取り組みました。

4 災害に強い下水道の整備及び下水道施設の長寿命化等の推進（水再生課）

[当初計画]

災害に強い下水道の整備の推進として、集中豪雨による都市型水害に対応するため、浸水被害が発生する恐れがある箇所に貯留管等の設置及び緊急を要する中原地区において中仙川改修事業を実施するとともに、甲州街道付近の水害対策について具体的な対策案の検討を調布市と進めていきます。

また、「下水道再生計画」に基づき、長寿命化対策事業として、東部水再生センターの監視制御設備等更新工事を実施します。さらに、地震対策事業として、震災時にも継続して使用可能な下水道施設をめざし、管路施設及びポンプ場の耐震化工事と今後耐震化を予定している施設の実施設計を行い、災害に強い下水道施設の推進を図ります。

[目標指標]

中仙川改修事業の実施、貯留管等の整備 230m、東部水再生センター監視制御設備更新工事、井の頭ポンプ場耐震補強工事、防災拠点に関連した下水道施設の耐震化及び今後耐震化予定施設の実施設計を行います。

達成状況
<p>集中豪雨による都市型水害に対応するため、中原地区において中仙川改修事業に着手し、井の頭地区に貯留管等の整備 230mに取り組みました。また、「三鷹市下水道再生計画」に基づき、長寿命化事業として、東部水再生センター監視制御設備更新工事に着手しました。地震対策事業としては、井の頭ポンプ場耐震補強工事、防災拠点（井ロコミュニティ・センター、大沢コミュニティ・センター）周辺の下水道施設の耐震化工事及び今後耐震化予定施設の実施設計を行いました。</p>

5 土地利用総合計画 2022 の改定及び用途地域等の見直しの方針の策定（まちづくり推進課）

[当初計画]

第4次基本計画（第1次改定）にあわせて「土地利用総合計画 2022」を改定します。基本計画や個別計画等との整合を図りながら、各事業の進捗等にあわせた修正を行います。

平成 26 年度の検討や調査結果を踏まえ、用途地域等の見直しの方針を策定します。また、東京外かく環状道路中央ジャンクション周辺等の土地利用転換が図られる地域について、用途地域等の見直し素案を作成します。

[目標指標]

「土地利用総合計画 2022」の改定、「用途地域等の見直しの方針」の策定、用途地域等の見直し素案の作成を行います。

達成状況
<p>「土地利用総合計画 2022」は、第4次基本計画（第1次改定）や個別計画等との整合を図りながら、各事業の進捗等にあわせた修正を行いました。また、まちづくり懇談会、まちづくりディスカッション、パブリックコメントなどの市民のみなさまのご意見や都市計画審議会での議論を反映し策定しました。</p> <p>「用途地域等の見直し方針」は、用途地域等検討プロジェクトや都市計画審議会での議論を反映し策定しました。今後、本方針に基づき、用途地域等の見直しに取り組んでいくこととしました。</p>

6 三鷹市公共施設等総合管理計画の策定に向けた取り組み（公共施設課）

[当初計画]

市が保有する建物に加え、道路、橋梁等の土木構造物、下水道、下水処理施設等を含む公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」の策定に着手します。平成 27 年度は、公共施設等の現状及び中長期的維持管理コストの見通しを把握し、既存の個別施設計画等を活用しながら、更新・長寿命化・安全確保等の視点から管理に関する基本的な方針・方策の検討を行います。

[目標指標]

「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組みます。

達成状況

道路、下水道等を含む市が保有する公共施設等について、対象施設の洗い出しを行うとともに、これまで蓄積した基礎データの整理を行いました。データ整理とあわせて、第4次基本計画（第1次改定）や既存の個別施設計画等の内容を踏まえながら、更新・長寿命化・安全確保等の視点から管理に関する基本的な方針・方策の検討を行いました。

7 三鷹台駅前周辺地区のまちづくりの推進（まちづくり推進課、道路交通課）

[当初計画]

三鷹市の東部地区の玄関口にふさわしい都市空間を創出するため、関係権利者や地元住民等の意見を聴きながら、「まちづくり推進地区整備方針」の策定に取り組みます。三鷹台駅前通りについては、地域住民や関係権利者の意向を踏まえ、都市計画道路の幅員や駅前広場のあり方等について検討し、都市計画変更手続きに向けて取り組みます。地域のまちづくり活動については、引き続き、(株)まちづくり三鷹とともに支援を行います。

また、平成17年10月に策定した「市道第135号線緊急整備方針」に基づき、三鷹台駅前周辺地区（三鷹台駅前交番～立教女学院区間、延長約232m）について、バリアフリーに配慮した歩行空間の整備を行うため、引き続き用地取得及び電線類の地中化等に取り組みます。

[目標指標]

まちづくり推進地区整備方針の策定に取り組み、用地取得率を100%とし、電線共同溝等の整備工事を行います。

達成状況

まちづくり推進地区整備方針の策定に向け、まちづくり協議会において三鷹台駅周辺地区のまちづくりの考え方や市道第135号線の整備について意見交換を行いました。まちづくり協議会における活動については、(株)まちづくり三鷹と連携し、こいのぼり祭りの実施やポケットパークの花植え活動などの支援を行いました。市道第135号線（三鷹台駅前通り）整備に係る用地取得率については、100%となりました。また、電線共同溝及び街築等の整備については、各関係機関との工程調整を図るとともに近隣要望等に適切に対応しながら取り組みました。

8 みたかバスネットの見直しの検討（道路交通課）

[当初計画]

みたかバスネットについては、既存コミュニティバスの利用状況等の現状を踏まえ、地域公共交通活性化協議会で協議して路線バスとの連携を図り、より利便性の高いバスネットの検討を進めます。あわせて、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）や杏林大学井の頭キャンパス、調布飛行場へのアクセス等の検討も進めます。

[目標指標]

コミュニティバス事業基本方針に基づく第二期見直し計画を策定します。

達成状況

平成26年度に策定した「コミュニティバス事業基本方針に基づく第二期見直し方針」を踏まえ、市民の意見を広く反映させるため、パブリックコメントを実施するとともに、地域公共交通活性化

協議会での協議を重ね、「コミュニティバス事業基本方針に基づく第二期見直し計画」を策定しました。見直し計画では、三鷹中央防災公園・元気創造プラザへのコミュニティバスのアクセスに関しても検討を進めました。

また、杏林大学井の頭キャンパス開校に伴い、路線バスを中心とした公共交通対策について、杏林学園やバス事業者等の関係機関と調整を進め、平成 28 年 3 月 28 日から、バス事業者によって杏林大学井の頭キャンパスまでバス路線を延長するなど、新たな路線での運行を開始しました。

9 サイクルシェア事業に向けた取り組み（道路交通課）

[当初計画]

限りある駐輪場をより効率的に活用し、「放置自転車数の減少」「環境負荷の軽減」「まちの活性化」等の効果が期待できるサイクルシェア事業に向けて取り組みます。平成 28 年度の杏林大学井の頭キャンパスの開設に伴う自転車利用者の増加にも対応するため、三鷹駅を利用する市民と三鷹駅から杏林大学井の頭キャンパス間を利用する学生等を対象にサイクルシェアの社会実験を実施する予定です。平成 27 年度は、この社会実験に先駆けてミニ実験を実施し、社会実験に向けて課題を整理します。

[目標指標]

平成 28 年度より実施する社会実験に向けた準備（ミニ実験の実施及びポートの整備等）を行います。

達成状況

ミニ実験を平成 27 年 10 月から 11 月にかけて実施しました。このミニ実験の結果を踏まえて、社会実験に向けた課題を抽出・整理し、サイクルシェア事業社会実験計画書に反映させました。

さらに、この社会実験計画書に基づいて社会実験に向けたポートの整備等の準備を行い、実験参加者の募集を開始しました。また、杏林学園と覚書を締結し、社会実験を協働して実施することとしました。

10 三鷹駅南口ペDESTリアンデッキの点検（道路交通課）

[当初計画]

三鷹市の玄関口として多くの市民が利用しているペDESTリアンデッキは、供用開始から 20 年以上が経過しており、不具合の発生が年々増加しています。デッキを市民が安心して快適に利用できるように、適切な維持管理や改修工事に向けて点検・調査を実施します。

[目標指標]

適切な維持管理や改修工事に向けて点検・調査を実施します。

達成状況

三鷹駅南口ペDESTリアンデッキの現状の健全性を確認する点検・調査を行いました。点検・調査の結果、ペDESTリアンデッキの健全性は予防保全段階であり、緊急に修繕等の対応が必要な箇所は見つかりませんでした。しかしながら、経年劣化が見受けられ、ペDESTリアンデッキの長寿命化のためには予防保全の観点から早急に一定の措置を講ずることが必要であると確認されました。

11 都市計画道路整備の促進（3・4・13号（牟礼）及び3・4・7号（連雀通り））

（まちづくり推進課）

〔当初計画〕

三鷹都市計画道路3・4・13号（牟礼）は、連雀通り（都道134号）から人見街道（都道110号）までの区間であり、平成12年度に完了した人見街道から三鷹都市計画道路3・2・2号（東八道路）を南北に結び、周辺地域の生活道路に進入している通過交通を分散し、交通渋滞の緩和と安全性を高めることを目的としています。

引き続き用地取得を進めるとともに、事業の進捗状況にあわせて延焼遮断帯の確保による防災震災対策、安全で快適な歩行空間の確保及び都市景観の向上等の目的のために、道路の詳細設計及び電線類の地中化に向けて関係機関と協議します。

三鷹都市計画道路3・4・7号（連雀通り）については平成21年4月に東京都と「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」の協定を結び、八幡前交差点～下連雀七丁目交差点間約235mについて事業に着手しました。引き続き用地取得を進めるとともに、都市防災機能の向上、安全で快適な歩行空間の確保及び都市景観の向上等の目的のために、電線類の地中化に向けて取り組みます。

また、本事業にあわせて、東京都が本区間の東側から狐久保交差点付近までの間について街路事業を行っていることから、東京都と調整・連携を図りながら、事業を進めていきます。

「連雀通り商店街地区」については、東京都が施行する街路事業と一体的に、「まちづくり推進地区整備方針」に基づくまちづくりが推進できるよう、東京都と協議を進めます。

〔目標指標〕

3・4・13号（牟礼）は用地取得率84.8%、また3・4・7号（連雀通り）は電線共同溝の詳細設計等を実施します。

達成状況

3・4・13号（牟礼）については用地買収3件、物件補償2件を行い、用地取得率は83.90%となりました。

また、3・4・7号については、本年度は用地取得はありませんでしたが、電線共同溝の詳細設計と東京都の都市計画事業の区間との調整に取り組むとともに、警視庁との道路線形に係る協議を完了させました。

12 花と緑のまちづくりの推進（緑と公園課）

〔当初計画〕

（緑と水の公園都市の実現に向けて、大沢の里第2期整備工事の実施や、児童遊園等の改修、都市公園等の公有地化を進め、市民が安全で安心して憩い集える空間等の創出を進めます。さらに「まちなかグリーンベルト」事業の取り組みにより、緑の創出を図ります。

また、第4次基本計画第1次改定にあわせて、「緑と水の基本計画2022」を改定します。

NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会が行う講座、人材の育成事業、緑の保全・緑化推進事業等への支援を行います。また、ガーデニングフェスタの開催、公園緑地や公共施設を活用したコミュニティガーデン等の管理、ふれあいの里のイベント等を同協会に委託し、市民、事業者との協働による花と緑のまちづくり事業の展開を図ります。

[目標指標]

公園整備とともにNPO法人花と緑のまち三鷹創造協会が主催する講座等を通じて、花と緑のまちづくりの推進に取り組みます。

達成状況

大沢の里公園第2期整備工事や児童遊園の改修等を実施するとともに、新川あおやぎ公園及び大沢青少年広場の用地取得を行い、公園の一層の公有地化を進め、安全で安心して憩い集える空間の創出に取り組みました。

「まちなかグリーンベルト創出事業」の取り組みについては、新川宿まちづくり協議会を中心とした地域の皆様とともにワークショップの中で整備候補地などについて検討を行いました。

また、「緑と水の基本計画2022(第1次改定)」の策定を行い、緑に関する市の取り組みなどの基本の方針等を定めた当計画の時点修正を行いました。

NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会との協働により、「花のまち交流会」及び「ガーデニングフェスタ2015」を市民と協働で開催し、多くの市民の皆様にご来場いただきました。この取り組みにより、緑の保全や緑化推進の意識啓発を図ることができました。

13 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の推進(まちづくり推進課、建築指導課)

[当初計画]

緊急輸送道路は震災時の救急救命活動及び物資輸送などの生命線となり、復旧・復興の大動脈として重要な役割を果たします。

このため東京都は、特定緊急輸送道路沿道建築物に耐震化状況の報告と耐震診断を義務付ける「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を策定し、平成23年6月に三鷹通りと東八道路の一部を特定緊急輸送道路に指定しました。市では、これらの道路沿道の建築物について、平成23年度から耐震診断助成を、平成24年度からは耐震の補強設計と耐震改修の助成を行っており、平成27年度末までに耐震診断及び設計を、平成28年度末までに耐震改修を終了するよう、引き続き、これらの耐震改修事業について国・東京都・市共同で助成を行い、耐震化を促進します。

[目標指標]

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進し、耐震診断については対象建築物数の100%の完了をめざします。

達成状況

対象物件23棟のうち、平成27年度末までに、耐震診断21件(うち耐震補強が必要な物件19件)、耐震補強設計7件、耐震改修等4件が完了しました。

なお、着実に耐震化を推進するために国において、耐震診断、補強設計、耐震改修等の補助金適用期限が「平成27年度」から「平成30年度」に延長されました。また、都の補助金適用期限については、耐震診断が「平成27年度」から「平成28年度」に、補強設計、耐震改修等が「平成27年度」から「平成30年度」に延長されました。

教育委員会事務局教育部の「運営方針と目標」の達成状況

教育部長兼教育部調整担当部長 山口 忠嗣
教育部生涯学習担当部長 宇山 陽子

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- ◇「人間力」と「社会力」を兼ね備えた子どもの育成をめざし、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育を柱に、学校・家庭・地域との連携・協働による学校教育の推進を図ります。
- ◇ともに学び、学びを活かし、学びの成果や絆が地域に受け継がれていく心豊かな社会の実現をめざし、生涯学習基盤の整備や施策の充実により、市民の主体的な生涯学習を支援します。

各課の役割

教育部は、総務課、学務課、指導課、生涯学習課、スポーツ振興課、総合スポーツセンター建設推進室で構成する事務局と、社会教育会館、図書館などの所管施設で構成され、それぞれ、①教育委員会会議、委員会内人事・予算等の総合調整、川上郷自然の村管理運営、教育施設の営繕・維持管理、②通学区域、学級編制、学校給食・保健運営、教育相談、就学相談、③学校の教育指導の援助、教職員人事、教科書採択、④生涯学習の推進、文化財保護、社会教育団体の育成等、⑤生涯スポーツの普及・振興、スポーツ施設の管理運営、⑥社会教育会館の管理運営、⑦図書館での資料収集・貸出、読書活動の推進などの役割を担っています。

2 部の経営資源

職員数（平成27年7月13日現在）

教育委員会事務局等職員 167人 他団体からの派遣職員 3人 計 170人
職員比率（正規職員）教育委員会事務局 170人／市職員 981人 職員比率 約 17.3%

予算規模

平成27年度教育委員会事務局予算額（6月補正後）
一般会計 3,788,334,000円
そのうち人件費を除く事業費の予算額
一般会計 3,381,104,000円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展

コミュニティ・スクールの充実と発展をめざし、コミュニティ・スクール委員会の機能の充実を図るとともに、保護者、地域住民が積極的に学校運営に参画し、組織的かつ継続的に学校支援が可能となるような体制づくりを推進します。

効果的かつ持続可能な学園運営システムの構築をめざし、各学園の学園運営や教育活動の充実・発展を図るとともに、義務教育9年間の一貫した指導を通して、知・徳・体の調和のとれた子どもを育てる教育内容の充実を図ります。

◇健康・スポーツ及び生涯学習の拠点整備の推進

平成28年度の完成をめざし、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）の整備を徹底した安全管理のもと、計画的に進め、健康・スポーツ及び生涯学習の拠点整備を推進します。また、管理運営計画を策定するとともに、引き続き、市長部局と連携し、庁内検討や関係する審議会、団体等との調整を図りながら、効率的・効果的な施設管理と質を確保したサービスを提供できるよう、管理運営体制の検討や関連規程の整備を行うなど、開設に向けた準備を進めます。

◇個別計画の改定

第4次基本計画第1次改定にあわせて、個別計画（教育ビジョン2022、教育支援プラン2022、生涯学習プラン2022、みたか子ども読書プラン2022）の改定を行います。

◇安全で快適な教育環境の整備

児童・生徒が安全で快適な教育環境で学べるよう、引き続き体育館の耐震補強工事、学校校庭等の芝生化工事、中学校特別教室の空調設備整備工事を推進します。また、ファシリティ・マネジメントの視点に基づき、学校施設の長寿命化と地域防災機能の強化を図るため、非構造部材の補強、トイレ改修、バリアフリー施設の整備など、計画的な整備に向けた検討を進めます。なお、これらの事業実施にあたっては、国・東京都からの補助・助成制度を活用し、財源確保に努めます。

さらに、学校ICT環境・機器等の利活用を進め、教職員の業務の効率化と情報セキュリティの向上を図るとともに、学校・家庭・地域の情報共有を推進します。

◇学級数増への適切な対応と学校規模の適正化に向けた取り組み

児童数・学級数の増により、新たに普通教室の確保が必要と見込まれる高山小学校について、対応の方針と計画を踏まえ、計画的に取り組むを進めるとともに、引き続き全市的に児童・生徒数及び学級数の将来推計の更新を継続し、中・長期的な課題を抽出しながら、学校規模の適正化に向けて取り組みます。

◇地域の情報拠点としての図書館サービスの充実

みたか子ども読書プラン2022に掲げる施策を推進するとともに、地域資料の収集・提供やレファレンスサービスなど地域の情報拠点としての機能を強化し、多様な利用者に対応する図書館サービス

の充実を図ります。また、市民満足度の高いサービスの提供をめざして、図書館システムの更新を行います。

◇三鷹市生涯学習プラン 2022 に基づく生涯学習施策の充実

第4次三鷹市基本計画及び三鷹市生涯学習プラン 2022 に基づき、市民一人ひとりが、生涯を通して主体的に学習する機会を持ち、学んだことを地域に返して活かしていく「学びの循環」の構築を推進します。また、大沢二丁目古民家（仮称）の整備について見直しを行うとともに、三鷹型エコミュージアム事業の全市的展開における方針・方策の検討を行います。

◇総合教育相談の充実

三鷹市教育支援プラン 2022 に基づき、スクールソーシャルワーカー等総合教育相談室職員による派遣事業、相談事業及び福祉・保健・医療等関係機関との連携を推進して、0歳から18歳までの乳幼児・児童・生徒等の生活や学習上の困難さの改善と自立や社会参加の促進をめざすとともに、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の特長を活かして、義務教育9年間を通じた継続的かつ系統的な教育支援の充実を図ります。また、国の動向や「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」に基づく特別支援教室の導入を踏まえ、一人ひとりのニーズに的確に応える教育支援を推進します。

◇三鷹市スポーツ推進計画 2022 の推進

三鷹市スポーツ推進計画 2022 に基づき、豊かなスポーツ社会の実現とスポーツを通じたコミュニティの創生をめざして、だれもが目的に応じて楽しめるスポーツライフを推進するとともに、スポーツに親しむ環境の整備やスポーツ活動をともに支えあう人財の創出に努めます。

◇行財政改革の推進

学校給食の充実と委託化の推進、川上郷自然の村の効率的な運営の推進など、行財政改革アクションプラン 2022 に基づく取り組みを推進するとともに、事務事業総点検運動の継続的な実施を進めます。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

1 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展（指導課）

[当初計画]

コミュニティ・スクールの充実・発展をめざし、学校評価・学園評価（検証）を活用した自律的な学園・学校運営の推進や広報活動の一層の充実、学校、家庭、地域が一体となって児童・生徒の望ましい学習習慣や生活習慣の定着を図る実践などをコミュニティ・スクールと協働で推進します。また、学校支援者養成講座の充実により、コミュニティ・スクールの理念を継承し、発展するため、地域人財の養成に努めます。

義務教育9年間の一貫した指導を通して、知・徳・体の調和のとれた子どもを育てる教育内容の充実を図るため、「三鷹市立学校人財育成方針」に基づく教員の人財育成に努め、「三鷹市立学校小・中一貫教育の推進に係る実施方策」を踏まえた小・中相互乗り入れ授業や交流活動、学園研究等に

より、学園として一体感のある教育を推進します。

[目標指標]

市立小学校卒業者の市立中学校への進学者数の割合の増加及びコミュニティ・スクールの充実に向けて学校支援ボランティアの参加数の増加を図ります。また、3学園でCSガイドを作成するとともに、引き続き学校支援者養成講座を実施します。

達成状況

コミュニティ・スクール委員会の協力のもと、学校評価・学園評価を着実に実施し、児童・生徒の声や地域・保護者の意向を反映させ、継続的に学園・学校運営の改善を図りました。

コミュニティ・スクール委員会では、児童・生徒の望ましい学習習慣、生活習慣の定着に向け、自律的・発展的に各々の地域特性を踏まえた「学園のスタンダード」の実践・改訂に取り組むとともに、コミュニティ・スクールガイドを新たに3学園で作成するなど学校支援者の裾野を広げる広報活動の充実に努めました。

「学校支援者養成講座」のうち、教育ボランティア養成講座については、ボランティア経験に応じた3コースを希望校で開催したことにより、受講者数が前年度と比較し3割増加するなど、コミュニティ・スクールを支える地域人財の効果的な養成に努めました。

さらに、学校マネジメント能力の一層の向上を図るため「三鷹市立学校人財育成方針」を管理職の育成及び指導教諭の活用について一部改正しました。

市立小学校卒業者の市立中学校への進学者数の割合は、79.4%（平成26年度比1.7ポイント減）となりましたが、引き続き、学校・家庭・地域の協働により一層の小・中一貫教育の充実に努め、増加をめざします。学校支援ボランティアの参加者数については、学園・子どもの実態に応じたボランティアの活用を図る中で、延べ人数が984人減の16,823人となりましたが、研修会の開催や広報誌の充実等により、ボランティア登録者数は176人増の2,771人となり、支援者の裾野の拡大につながりました。

2 健康・スポーツ及び生涯学習の拠点整備の推進（新川防災公園・多機能複合施設（仮称）の整備に向けた取り組み）（総合スポーツセンター建設推進室、社会教育会館）

[当初計画]

平成28年度の完成をめざし、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）の整備を徹底した安全管理のもと、計画的に進めます。また、管理運営計画に基づき、引き続き、市長部局と連携し、庁内検討や関係する審議会、団体等との調整を図りながら、効率的・効果的な施設管理と質を確保したサービスを提供できるよう、管理運営体制の検討や関連規程の整備を行うなど、開設に向けた準備を進めます。

[目標指標]

平成28年度の完成をめざし、施設整備を推進します。また、管理運営計画に基づき、市長部局と連携し、管理運営体制の検討や関連規程の整備を行うなど、開設に向けた準備を進めます。

達成状況

施設の建設工事は順調に進んでおり、建物部分の工事は概ね完了しました。平成27年6月には管理運営計画を策定し、関係する審議会、団体等への説明や意見交換などを行いました。意見交換の中では、施設の貸出等に関する要望をいただき、利用時間区分や使用料の項目について一部変更を行い、施設の設置条例に反映することができました。また、7月に設置された三鷹中央防災公園・

元気創造プラザ開設準備室と連携しながら、施設で展開する具体的な事業や調達する備品の検討を行うとともに、管理運営主体の中心として「公益財団法人三鷹市芸術文化振興財団」を改組する新財団「公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団」を指定管理者とすることを予定して、管理運営体制の検討を行いました。さらに、「新川防災公園・多機能複合施設（仮称）」を「三鷹中央防災公園・元気創造プラザ」とし、各施設の設置条例の制定、改正を行ったほか、条例施行規則案や施設の維持管理業務等に係る業務仕様書等の作成に取り組みました。

3 教育ビジョン 2022 等の改定（総務課ほか）

[当初計画]

教育ビジョン 2022、教育支援プラン 2022、生涯学習プラン 2022、みたか子ども読書プラン 2022 の改定を行います。改定にあたっては、関係する審議会等における協議内容を踏まえるとともに、第 4 次基本計画第 1 次改定との整合を図ります。

[目標指標]

教育ビジョン 2022、教育支援プラン 2022、生涯学習プラン 2022 及びみたか子ども読書プラン 2022 を改定します。

達成状況

第 4 次基本計画（第 1 次改定）との整合を図りながら、教育委員会や関係する審議会等における協議及びパブリックコメントの実施結果を踏まえ、教育ビジョン 2022、教育支援プラン 2022、生涯学習プラン 2022 及びみたか子ども読書プラン 2022 の第 1 次改定を行いました。

◆教育ビジョン 2022

コミュニティ・スクール機能をさらに充実するため、広報活動の充実や学園間の交流・連携の推進、支援体制の強化を追加するとともに、「三鷹『学び』のスタンダード」（学校版）の活用や主体的・協働的な課題解決学習を盛り込み、PDCA サイクルを踏まえた学校経営体制の充実を明記しました。

◆教育支援プラン 2022

合理的配慮に基づく教育支援の考え方や、校内通級教室（仮称）の整備、固定制・通級制の教育支援学級の在り方、福祉・保健・医療等との連携について反映しました。

◆生涯学習プラン 2022

基本的視点として生涯学習振興行政の総合的推進を追加し、重点事業を三鷹中央防災公園・元気創造プラザの整備、図書館の基本的な運営方針の策定と推進、「三鷹市スポーツ推進計画 2022」の推進、「三鷹型エコミュージアム事業」の推進、大沢二丁目古民家（仮称）の整備とするなど見直しを行いました。

◆みたか子ども読書プラン 2022

図書館サービス網の再編（コミュニティ・センター図書室との連携、移動図書館の有効活用と巡回ステーション配置見直し）、学校図書館など関連部署と連携した読書環境の拡充、図書館サポーターなどの人財育成などを追加しました。また、成長の段階に応じた切れ目のない支援のため、施策を体系化し再編成しました。

4 学校体育館の耐震補強の実施（総務課）

[当初計画]

平成 27 年度は、平成 26 年度に実施設計を行った 4 校の耐震補強工事を実施し、年度中に市立小・中学校の耐震化率 100%をめざします。

[目標指標]

学校体育館 4 校（第三小学校、中原小学校、北野小学校、第六中学校）の耐震補強工事を実施します。

達成状況

第三小学校、中原小学校、北野小学校、第六中学校の 4 校の体育館耐震補強工事完了により、三鷹市立小・中学校施設の耐震化率は 100%となりました。これにより、児童・生徒が一日の大半を過ごす学習の場であるとともに、災害発生時には地域の防災拠点ともなる学校施設の安全性を確保することができました。今後は、さらに安全で快適な学習環境づくりに向けて、施設の老朽化への対応と非構造部材の耐震対策等を行う小・中学校施設の長寿命化改修工事を計画的に実施します。

5 中学校特別教室等の空調設備整備の推進（総務課）

[当初計画]

平成 26 年度に実施設計業務を行った中学校の空調設備が未整備の特別教室等（61 教室）について、平成 27 年度は、熱源を使用し、室温の上昇が見込まれる 17 教室の特別教室（理科室・家庭科室）の空調設備設置工事を行います。

なお、各校への空調設備の整備にあたっては、財政負担を考慮し、計画的に工事を実施するとともに、国・東京都の補助・助成制度を活用し、財源確保に努めます。

[目標指標]

教科の特性上、熱源を使用する等の理由により室温の上昇が見込まれる 17 教室の特別教室（理科室・家庭科室）について、夏休みを中心に空調設備設置工事（6 校）を行い、二学期からの良好な教室環境を整備します。

達成状況

整備が完了している第三中学校を除く 6 校の市立中学校の中で、一部未整備となっている 61 教室の特別教室等のうち、平成 27 年度は、教科の特性上、熱源を使用する等の理由により室温の上昇が見込まれる 17 教室の特別教室（理科室・家庭科室）への空調設備設置工事が完了しました。平成 28 年度は、残りの 44 教室の特別教室等のうち、新たに東京都の補助対象となった 23 教室の特別教室（木工室・美術室等）への空調設備設置工事を行います。

6 通学路の安全確保の充実（学務課）

[当初計画]

学校、地域等が行う通学路における児童の見守り活動を補完し、児童の安全確保の強化を図るため、東京都の補助事業を活用し、平成 26 年度に設置した北野小学校に続き、新たに市立小学校 4 校の指定通学路に防犯カメラを設置します。設置場所については、各小学校において防犯カメラ設置場所検討協議会を立ち上げ、学校や地域の関係者との協働の取り組みにより、より効果的な設置場所を選定します。

[目標指標]

市立小学校4校（第三小、第五小、大沢台小、羽沢小）の通学路に、各校5台の防犯カメラを設置します。

達成状況

東京都の補助制度を活用し、平成27年度は小学校4校の通学路に各校5台の防犯カメラを設置しました。設置場所については、各校において通学路防犯カメラ設置場所検討協議会を設け、学校をはじめPTAや交通安全対策地区委員会、青少年対策地区委員会等の地域関係者と検討を行い、地域の実情に応じた設置場所の選定を行うことにより、児童の安全確保の向上を図りました。

7 高山小学校の学級数増への適切な対応（総務課、学務課）

[当初計画]

児童数の増加により、新たに普通教室の確保が必要と見込まれる高山小学校について、教育委員会で平成26年度に策定した対応の方針と計画を踏まえ、平成28年度の校舎増築工事に向けた実施設計を行います。また、引き続き、全市域を対象に住宅開発状況等を注視しながら将来推計の更新を継続し、その動向を注視する中で、適切な対応を図ります。

[目標指標]

高山小学校の校舎増築工事に向けた実施設計を行います。

達成状況

児童数の増加により、新たに普通教室の確保が必要と見込まれる高山小学校について、適正な学習環境の確保に向けて、平成27年度に高山小学校時限付き新校舎の整備工事の実実施設計を完了しました。引き続き、平成29年4月の使用開始に向けて、平成28年度は新校舎の整備工事に取り組みます。児童・生徒数及び学級数については、中・長期的な課題を抽出しながら必要な対応を図るため、全市域を対象に住宅開発状況等を踏まえた将来推計の更新を行いました。

8 新たな図書館システムの開発（図書館）

[当初計画]

図書館本館及び分館5館の図書館システム関連機器類を更新し、平成26年度に（株）まちづくり三鷹と共同開発した新たなシステムを導入して9月末の本格稼働をめざします。新システムが提供するWebサイトや新機能によりさらに市民満足度の高い図書館サービスの実現を図ります。

[目標指標]

新たな図書館システムを9月末に稼働し、新機能により利用者の利便性を向上させます。

達成状況

9月1日から23日間の休館を経て、9月24日に新図書館システムの稼働を開始しました。新システムでは、利用者の要望に応え、①利用者が気になった図書を自分のマイページ内に記録し、後日予約に振り替えることもできる「お気に入り登録」、②予約確保やメール登録・変更確認に加えて、利用カードの有効期限や、貸出中資料の返却期限前に期限の近いことをお知らせするなど、メールによるお知らせサービスの充実、③登録しておく、登録した順に自動で予約を追加する順次予約機能、④一旦決定した予約図書の受取館を利用者が後で変更できる機能等、多様な機能の拡充を図りました。また、個人の貸出冊数の上限を10冊から15冊に増加し、三鷹駅前図書館でしか貸出・返却ができなかったCDの取り扱い館を全館に拡大するなど業務の見直しを行い、市民満足度

の向上を図りました。また、新図書館ホームページでは、ホームページ作成システムを導入し、多くの情報を発信するとともに、1月25日からは三鷹市立図書館メールマガジンの配信を開始しました。なお、メールマガジン配信登録者数は、3月31日現在114人です。

9 大沢二丁目古民家（仮称）の整備に向けた取り組み（生涯学習課）

[当初計画]

大沢二丁目古民家（仮称）について、大沢の里公園内の中核的な文化財の1つとして、新たな整備方針を策定し復原をめざします。

また、三鷹型エコミュージアム事業の拠点として、市民に向けた様々な体験学習や民具の展示及び地域文化財・地域観光の情報発信を行います。

[目標指標]

整備に向けた基本設計・実施設計等に取り組みます。

達成状況

大沢二丁目古民家（仮称）について、大沢の里公園内の中核的な文化財として公開活用を図るため、新たな整備方針を検討しました。この方針では、明治35年に創建された古民家について、数度にわたる改修を経た最終的な姿である昭和55年頃の状況に整備することを基本とするとともに、茅葺き屋根を不燃材の屋根とし、建築基準法に適合させるなど、公共施設としての安全性や利便性確保と文化財保存の両立を図ることとしました。また、様々な体験学習や昔の暮らしを伝える民具等の展示を行うなど、地域文化財や地域観光の情報発信を行う拠点施設を目指して、基本設計に着手しました。さらに、部材の転用や改築による建物の変遷や文化財としての建物の歴史を明らかにするため、平成28年度に解体調査を実施することとしました。

10 川上郷自然の村の効率的な運営の推進と今後のあり方の検討（総務課、指導課）

[当初計画]

さらなる施設の効率的な運営に向けて、これまで行ってきた経営改善の方策の状況を確認しつつ、引き続き利用者拡大の取り組みとして、大学等の団体利用者獲得や各種ツアー実施及びPR活動に取り組みます。

また、教育委員会内の関係課によるプロジェクト・チームにおいて行ってきた、効率的な施設運営の検証や自然教室のあり方の検討、施設の管理運営形態などの検討結果を報告書として取りまとめ、市長部局と調整を図りながら、総合的な視点からの今後の施設の方向性に係る方針を確定します。

[目標指標]

一般利用者数12,500人以上をめざすとともに、プロジェクト・チームにおける検討結果について、市長部局と調整を図りながら、総合的な視点から今後の施設の方向性に係る方針を確定します。

達成状況

効率的な施設運営に向けて、床面清掃等の特別清掃業務、設備巡回点検業務の見直し等により経費削減（指定管理料：平成26年度比約5.2%減）を達成するとともに、指定管理者である一般財団法人川上村振興公社と連携して、一般利用者の拡大に取り組みました。年間を通じた各種ツアーの実施（10回実施で計280人が参加）や大学への積極的なPR活動などを行った結果、年間目標（12,500人）には届かなかったものの、過去最高の一般利用者数11,630人となりました。

また、プロジェクト・チームにおける効率的な施設運営の検証や自然教室のあり方など多角的な調査・検討の結果を報告書として取りまとめ、市立小・中学校の自然教室を川上郷自然の村で実施することの有効性等を確認しました。その内容を踏まえ、市長部局と調整を図りながら、総合的な視点から今後の施設の方向性についての方針を平成27年10月に確定し、一般財団法人川上村振興公社を引き続き指定管理者としながら、更なる経費削減や一般利用者の拡大など効率的な施設運営の取り組みを継続し、今後も校外学習施設・市民保養施設としての活用を図ることとしました。

11 総合教育相談の充実（学務課）

[当初計画]

国の動向や「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」に基づく、特別支援教室の導入を踏まえ、三鷹市のこれまでの実績に基づき、一人ひとりのニーズに応じた合理的配慮を踏まえた固定制・通級制の教育支援学級の設置のあり方を検討します。

また、福祉・保健・医療等関係機関と連携した支援を進めるスクールソーシャルワーカーを拡充し、子どもの貧困対策への対応も含め、児童・生徒や保護者へのよりの確な支援のために、教育相談員や市配置のスクールカウンセラーによるスクールソーシャルワークを強化し、子ども家庭支援ネットワークによる、緊密な連携をさらに充実します。

[目標指標]

特別支援教室の導入を踏まえた、固定制・通級制の教育支援学級の設置のあり方を検討します。（子どもの貧困対策への対応も含め、教育相談員や市配置のスクールカウンセラーによるスクールソーシャルワークを強化します。）

達成状況

特別支援教室の導入に向け、教育部内の「校内通級教室（仮称）プロジェクト・チーム」と教職員を含めた「ワーキンググループ」を設置し、それぞれ 11 回と 3 回の会議を開催し、検討すべき課題の整理や進め方とスケジュールの検討・調整を行うとともに、先行して巡回指導を実施している他市の視察を実施しました。また、学校管理職を含めた「校内通級教室（仮称）検討グループ」を設置し、2回の会議を開催する中で、プロジェクト・チームとの共通理解を図りました。平成 28 年度は、実施方策を策定し、平成 29 年度の巡回指導実施に向けて、東部地域の 4 学園 9 校において校内通級教室（仮称）の施設整備と巡回指導の準備を行います。

教育相談員・スクールカウンセラーを活用したスクールソーシャルワークについては、配置体制を6人に拡充したことにより、ニーズへの迅速な対応と福祉・保健・医療等関係機関との一層の連携が行えるようになり、関係機関との連携件数は、26 年度（206 件）の約 1.1 倍の 224 件に増加しました。

12 学校給食の充実と効率的な運営の推進（学務課）

[当初計画]

安全でおいしい学校給食の充実と効率的な運営を図るため、新たに第一小学校で給食調理業務の民間委託を開始しました。また、平成 28 年度から新規委託予定の羽沢小学校及び第七中学校と、委託開始から 5 年目を迎える第二小学校及び井口小学校について、事業者の選定を行います。

委託実施校ごとに設置している「学校給食運営協議会」を通して、実施状況の確認と必要に応じた改善の検討を行い、学校給食の充実と効率的な運営を推進します。

また、市内産の季節の野菜を積極的に学校給食に取り入れることにより、新鮮でおいしい給食を

提供するとともに、地産地消を促すものとして、J A 東京むさしとの連携を図りながら、市内産野菜の活用を推進します。

[目標指標]

平成 28 年度からの 2 校の給食調理業務の新規委託開始及び既委託 2 校の委託業者見直しに向けた準備を行い、委託校を計 15 校とします。

達成状況

第一小学校の給食調理業務委託を、平成 27 年 4 月から開始しました。また、平成 28 年度から委託を開始する羽沢小学校及び第七中学校、委託開始から 5 年目を迎える第二小学校及び井口小学校の事業者を公募型プロポーザル方式により決定しました。

平成 27 年度から委託を開始した第一小学校では、保護者、学校、委託業者、教育委員会事務局で構成する「学校給食運営協議会」を設置し、平成 27 年 7 月と平成 28 年 2 月に会議を開催しました。その他の委託実施校の「学校給食運営協議会」についても 1～2 月に会議を開催し、安全でおいしい給食の提供と効率的な運営が図られていることを確認しました。

また、学校給食への市内産野菜の活用については、庁内プロジェクト・チーム「学校給食等への市内産野菜活用推進チーム」を設置し、検討を行うとともに、平成 27 年 12 月には、東京むさし農業協同組合、三鷹市、三鷹市教育委員会の 3 者による、「学校給食における市内産野菜活用推進に関する協定」を締結しました。平成 28 年 1 月には、当該協定に基づく「学校給食における市内産野菜活用推進連絡協議会」を開催し、使用率向上に向けた具体的な方策について協議を開始しました。